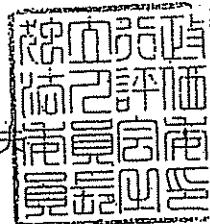


独評発第0828022号
平成21年8月28日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理事長 近藤 達也 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会
委員長 井原 哲夫



独立行政法人医薬品医療機器総合機構の中期目標に係る業務の実績
に関する評価結果の通知について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第2項に基づき、別添のとおり、中期目標に係る業務の実績に関する評価を行ったので、同条第3項の規定により準用する同法第32条第3項の規定により、その結果を通知する。



独立行政法人医薬品医療機器総合機構の 中期目標期間の業務実績の最終評価結果

平成21年8月27日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

※なお、下線等については、説明に際して便宜上、機構において加筆したものである。

1. 中期目標期間（平成16年4月～平成21年3月）の業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「総合機構」という。）は、認可法人医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構及び国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センターの業務並びに財団法人医療機器センターで行われていた医療機器の同一性調査業務を統合し、平成16年4月に新たに独立行政法人として発足したものである。

本評価は、平成16年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成16年4月～平成21年3月）全体の業務実績についての評価を行うものである。

総合機構に対しては、特殊法人から独立行政法人になった経緯を踏まえ、弾力的・効果的な業務運営を通じて、業務の効率性の向上、質の向上及び透明性の向上により国民の求める成果を得ることが強く求められている。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」及び個別項目毎の評価の視点等に基づき、各年度の業務実績の評価において示した課題等、さらには、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見や当委員会で決定された取組方針も踏まえ、最終評価を実施した。

なお、総合機構は、発足当初の平成16年度において、研究開発振興業務も所管していたが、規制部門と振興部門を分離し、総合機構を健康被害救済業務、審査等業務及び安全対策業務に専念させるため、平成17年4月より、研究開発振興業務は独立行政法人医薬基盤研究所に移管されている。

また、総合機構の業務は、健康被害救済業務、審査等業務及び安全対策等業務の3つの業務が一体となって推進されていること、さらに、総合機構は、欧米に比べて審査及び安全対策に従事する人員の少なさが指摘されており、欧米に比べて新医薬品及び新医療機器が上市されるのに数年遅れている、いわゆるドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消及び安全対策体制の強化のために平成19年度から第二期中期目標期間にかけて増員が認められ、体制強化が図られているところであることを特記しておきたい。

(2) 中期目標期間の業務実績全般の評価

当委員会においては、総合機構が独立行政法人として発足して以来、業務により得られた成果が、「医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、並びに医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行い、もって国民保健の向上に資することを目的とする」という当機構の設立目的に照らし、どの程度寄与するものであったか、効率性、有効性等の観点から、適正に業務を実施したかなどの観点に立って評価を行って

きたところであるが、中期目標期間全般については、次のとおり、概ね適正に業務を実施してきたと評価する。

業務運営の効率化に関しては、目標管理による業務運営や人事評価制度の導入により業務運営の改善等の処置がとられ、効率的な業務運営の確立がなされたことを評価する。また、組織・業務の見直しにより、「幹部会」を始めとする各委員会が実質的・有効的に機能しており、業務の効率化に寄与している。

一般管理費等の経費削減については、毎年度経費を計画的に節減し、中期目標を上回る削減を実施しており評価する。

健康被害救済給付業務については、人員の増強及び組織の見直しにより、業務の迅速化が進められるとともに、業務の効率化が図られ、計画に照らし十分な成果を上げていると評価する。

審査等業務については、新医薬品の審査事務処理期間について、中期計画の目標を下回ったものの、承認件数が増加する中、年々事務処理期間の短縮がなされており、審査の迅速化に向けた体制の整備は、着実に進展していると言える。一方、新医療機器の審査事務処理期間についても、優先審査品目については中期計画の目標を上回っているが、全体としては、中期計画の目標を下回ったものの、増員により新任者の指導、研修にも注力しており、新医薬品と同じく審査の迅速化に向けた体制の整備が進展しているものと評価する。治験相談については、体制強化により、平成20年度に年間約420件の処理能力を確保するという中期計画を達成し、平成20年度は全ての相談申込みに対応することができたことは、審査体制の質の充実という点で評価でき、承認審査の迅速化につながると期待できる。

安全対策業務については、審査と併せ「車の両輪」としてリスクマネジメントの機能を発揮するよう、その充実が求められている。このため、医薬品等の安全対策に有効な新手法として、統計解析手法の1つであるデータマイニング手法の導入に向けた業務支援システムの開発が進められていたが、平成20年度にこれを完了させ、「予測予防型」の取組の充実に向けた新事業が着実に展開されている。また、企業、医療関係者や患者、一般消費者に対する医薬品等の安全性情報の提供についても「医薬品医療機器情報配信サービス」の実施、「PMDA医療安全情報」及び「患者向医薬品ガイド」のホームページへの掲載を行うなど、そのサービスの向上に取り組んでいると認められる。安全対策の強化については、関係方面からその必要性が指摘されており、更なる体制の強化と着実な実施を期待する。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化

① 効率的な業務運営体制の確立

総合機構においては、平成16年度から目標管理制度の意義・必要性について職員に周知を図り、業務計画表の作成・利用の研修等を年度毎に実施し、適切な業務運営を推進した。中期目標期間の当初より、目標管理制度を積極的に職員に浸透させるなど業務の執行状況の適正な管理を推進していることは、中期目標に照らし十分な成果を上げている。

② 業務管理の充実

理事長の判断を迅速に業務運営に反映するために「幹部会（平成16年度～）」のほか、「総合機構改革本部（平成16年度～）」、「審査等業務進行管理委員会（平成16年度～）」、「財務管理委員会（平成18年度～）」及び「情報システム管理等対策本部（平成17年度～）」などを開催している。また、総合機構全体のリスク管理を行うため、平成16年度の設立当初から「リスク管理委員会」を設置し、平成16年度には、リスク管理方針を、平成17年度にはリスク管理規程を策定した上で、平成19年度には、法人文書の持ち出しに関するルールについて検討し、リスク管理規程の改正を実施するなど、リスク管理を徹底する体制を構築している。このように、「経済財政改革の基本方針2007」の方針に基づき対応した「中期目標期間終了時の組織・業務の見直し」及び「独立行政法人整理合理化計画」の内容に沿って、組織・業務の全般の見直しを進めたことについて、高く評価する。

総合機構全体の業務の重要事項について審議するため、学識経験者、医療関係者、関係業界の代表、消費者の代表及び医薬品等による健康被害を受けた方々の代表により構成する「運営評議会」とともに、業務に関する専門的事項を審議するための下部組織である「救済業務委員会」及び「審査・安全業務委員会」を設置しており、各会議は全て公開され、その議事録及び資料が、総合機構のホームページに公表されているなど、業務の効率化、公平性及び透明性の確保の取組は、有効に機能している。これからも業務の効率化、公平性及び透明性の確保に対する積極的な対応を期待する。

③ 一般管理費等の経費削減

一般管理費の経費削減については、年3%程度（平成15年度と比べ一般管理費については15%程度、平成16年度から発生する一般管理費については12%程度、平成17年度から発生する一般管理費については9%程度、平成19年度から発生する一般管理費については3%程度）の額を削減することとな

っているが、毎年度、当該削減率以上の削減率を盛り込んだ予算を作成した上で、その予算額よりも、平成16年度は15.6%、平成17年度は3.4%、平成18年度は2.8%、平成19年度は3.3%、平成20年度は4.8%の削減を達成している。

事業費も同様に、年1%程度（平成15年度と比べ事業費については5%程度、平成16年度から発生する事業費については4%程度、平成17年度から発生する事業費については3%程度、平成19年度から発生する事業費については1%程度）の額を削減することとなっているが、毎年度、一般管理費と同様の予算を作成した上で、その予算額よりも、平成16年度は18.8%、平成17年度は9.4%、平成18年度は6.0%、平成19年度は13.1%、平成20年度は6.6%の削減を達成している。

以上のように一般管理費等の経費削減については、中期目標を上回る削減を実現しており、評価する。

今回の成果は、平成19年度に策定した「随意契約見直し計画」に基づいて、見直し対象契約を隨時一般競争入札に移行させたことや業務の効率化等により経費の節減を継続した結果であり、今後とも引き続き、業務の効率性・経済性を向上させていく努力を期待する。

(2) 各事業の評価

① 各事業に共通する事項について

一般の方からの質問・相談のため、平成16年度から電話による一般相談を開始し、平成18年11月からFAXによる受付を開始し、平成19年6月からは、総合機構ホームページ上からの受付を開始した結果、平成16年度には、219件だった相談件数も平成20年度には、2,622件と大幅に増加し、相談者の利便性の向上が図られていると評価する。

また、初めて医薬品医療機器情報提供ホームページを利用される方のための「情報提供ホームページの活用方法」の掲載や添付文書情報と使用上の注意の根拠症例及び重篤副作用疾患別対応マニュアルとのリンクを開始するなど、より分かりやすく使いやすいものとした。その結果、医薬品医療機器情報提供ホームページへのアクセス回数は、平成16年度約2.3億回、平成17年度約2.9億回、平成18年度約3.9億回、平成19年度約4.9億回、平成20年度約6.4億回とアクセス回数は増加しており評価する。

さらに平成20年度は、第2期中期目標期間における総合機構の広報活動の基本方針として「PMDA広報戦略」を策定したことから、今後も、これまで以上に積極的な情報発信が行われることを期待する。

② 健康被害救済業務

副作用救済給付業務では、設立当初から、救済給付の事務処理を迅速に進めるための方策を進めた結果、支給・不支給の決定件数は、平成16年度が633件であったのに対し、平成20年度においては919件と大幅に増加しており、救済給付の標準的事務処理期間（8ヶ月）の達成率も、中期計画における目標値（60%）を上回る74.3%となり、平成16年度に比べ59.8%増加している。

なお、その支給・不支給事例については、平成16年度よりホームページによる公表を開始し、平成20年度末には、平成19年度第4四半期までに決定された分を公表している。また、業務統計については、平成20年10月末までの業務実績等を公表している。

また、情報提供の拡充・見直しや広報活動の積極的実施等によりホームページのアクセス件数（平成15年度比90%増）、相談件数（平成15年度比224%増）とともに、中期目標終了時（平成20年度）の目標値（平成15年度比20%増）を上回っており、救済制度の普及は進んでいる。

副作用救済業務及び感染救済業務では、平成16年度に既存のデータベースを改修し、タイムクロック管理や統計・検索機能等を強化するとともに、支給・不支給判定事務の迅速化のため、平成18年度より開発に着手した「救済給付データベース統合・解析システム」の第1次開発が平成19年度、第2次開発が平成20年度に終了した。

スモン患者及び血液製剤によるHIV感染患者等に対する受託支払業務、受託給付業務及び平成19年度から新たに始まった特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等については、個人情報に配慮し、前2事業については委託契約に基づき、特定救済業務については法律に基づき、適切に事業が実施されている。今後とも引き続き当該業務が適切に実施されることを期待する。

以上より、中期目標に照らして十分な成果を上げていると評価する。

③ 審査等業務

新医薬品全体（平成16年4月以降の申請分）の審査事務処理期間12ヶ月の達成率は、中期目標期間中を通じて70%、中期目標期間終了時に80%を達成することを目標値として掲げていたが、平成17年度を除いて目標を下回った。一方、承認件数は平成16年度の49件から平成20年度の79件と大幅に増加しており、また、審査事務処理期間も平成18年度以降、年々短縮し、平成20年度の達成率は70%に達していることから、審査の迅速化に向けた体制整備は着実に進展している。また、新医薬品の優先審査品目（平成16年4月以降の申

請分)の審査事務処理期間6ヶ月の達成率は、中期目標期間終了時までに50%について確保することを目標値として掲げており、平成20年度は下回ったものの、平成19年度までは目標を上回っており、中期目標期間中を通じて評価する。

一方、新医療機器全体(平成16年4月以降の申請分)の審査事務処理期間12ヶ月の達成率は、平成16年度は70%、平成17年度及び18年度は80%、平成19年度及び20年度は90%を目標値として掲げていたところであるが、平成16年度50%、平成17年度100%、平成18年度100%。平成19年度83%、平成20年度75%と、平成17年度及び18年度を除いては目標を下回ったが、中期目標期間中を通じて概ね高い達成率を維持している。また、承認件数については平成16年度の8件から平成20年度の16件と増加している。新医療機器の優先審査(平成16年4月以降の申請分)の審査事務処理期間9ヶ月の達成率は、中期目標期間終了時までに70%について確保することを目標値として掲げ、全ての年度で目標を上回った。

これらの結果からは、新医薬品・新医療機器の審査業務が適切に実施されており、研修の成果と質及び量の両面から審査の迅速化に向けて着実に増員等の体制の整備が行われてきたことはうかがえるが、今後は、引き続き審査の迅速化に向けた体制の充実強化を図ることにより、数値目標を達成していくことが必要である。

治験相談については、平成16年度より、体制の見直し、強化を図った結果、治験相談件数は、平成16年度の216件から平成20年度には338件と大幅に増加し、より良い医薬品をより早く国民に届けるという目標に向けて進展がみられた。平成19年度までは、治験相談のすべての需要には対応できていなかつたが、平成20年度に年間約420件の処理能力を確保するという中期計画を達成したため、平成20年度は全ての相談申込みに対応できたことは、審査の迅速化につながる体制強化の一つであると評価する。

なお、新医薬品の審査体制については、平成19年度からの人員拡大計画を含め、課題となっていた人員確保については、目途がついたことから、今後は、審査業務プロセスの標準化・効率化や承認審査基準の明確化を図り、審査の更なる迅速化に取り組むことを期待する。また、新規採用の審査員の育成はもちろんのこと、中核的人材の育成にも積極的に取り組み、全ての審査員が十分に能力を発揮できるような体制を整備し、審査員の増加による審査期間の短縮等、それぞれの業務の成果が数字として早く現れることを強く期待する。

審査等業務及び安全対策業務の質の向上については、審査等の進行管理・調整等を行うプロジェクトマネジメント制度の導入、GMP調査体制の整備、外部専門家の活用、調査支援システムの構築、海外規制当局との連携強化など、各種取組が推進されている。

また、主に新薬審査部門の職員を対象とする、F D Aの研修プログラムを参考とした研修プログラムの実施、業務コーチングのためのメンター制度の導入など、研修体制が整備されており、業務の質の向上が図られているが、研修等による一層の教育体制の強化を期待する。

さらに、適正な治験の普及等については、新技術を応用した製品に係る国の評価指針の作成に協力するとともに、医療機関の治験実施体制の整備促進に寄与すること等を目的として、医療機関の薬剤師や看護師等を対象とした「治験コーディネーター養成研修」事業の実施や医療機関に対するG C P実地調査を平成16年度の73件から平成20年度は198件に増加させるなど、適正な治験の普及等に積極的に取り組んでいる。

以上により、中期目標に沿った成果を上げていると評価する。

④ 安全対策業務

予測予防型の新たな安全性情報の発見・分析を行う手法のデータマイニング手法については、平成17年度、平成18年度に、安全対策業務の支援ツールとして導入することの検討やその手法の確立を行い、平成19年度には、シグナル検出結果の効率的な活用に向けて、安全対策業務プロセス全般をサポートするため業務支援システムの開発に着手し、平成20年度にその開発を完了させるなど、その取組が着実に進展している。

副作用情報の収集を進めるため、拠点医療機関ネットワークを中期目標期間終了時までに構築することとしているところ、平成17年度から抗がん剤併用療法実態把握調査を実施し、20年2月にデータの最終解析を終了した。その後、追加解析を経て、最終報告書をまとめた。また、小児領域の安全性確認のための調査について、平成18年度には、データ解析を実施し、結果を報告書としてまとめ、平成20年3月にホームページ上で公表するなど、これらの取組も着実に実行した。

副作用・不具合情報等報告の電子化については、中期目標終了時までに電送化率を年80%以上とする目標に対し、電送化導入の協力要請など適切に業務を推進した結果、平成16年度に69.1%だった電送化率を平成20年度には92.3%にし、目標を大幅に上回る成果を上げた。

企業への情報提供として、副作用が疑われる症例については平成18年1月から、不具合が疑われる症例については平成18年3月から、それぞれラインリストとして公開を開始し、平成20年度末までに副作用報告累計110,879件及び不具合報告累計42,405件を平成19年度以降の年度目標である報告受理後、概ね6ヶ月で公表している。また、企業における安全対策の充実が図られるよう、企業からの各種相談（医薬品、医療機器及び医療安全に関するもの）業

務を実施し、平成20年度までの累計は、医薬品2,682件、医療機器2,110件、医療安全435件に達している。

医療関係者への情報提供として、医療用医薬品の添付文書情報を、平成20年度までにインターネット上で13,287件提供するとともに、添付文書の改訂情報やクラスI回収情報等の安全性情報を希望する医療関係者に対してメールで提供する「医薬品医療機器情報配信サービス」は、登録数が平成17年度2,892件から平成20年度20,707件と大幅に増加している。また、重篤副作用疾患別対応マニュアルについて、累計38疾患の掲載を行った。

一般消費者・患者への情報提供としては、くすり相談の相談件数は平成16年度8,790件から平成20年度12,533件に増加している。また、平成17年7月からの医療機器相談を開始し、平成17年度323件から平成20年度902件と大幅に増加している。その他、患者等が医療用医薬品を正しく理解し重大な副作用の早期発見等に供されるよう作成された「患者向医薬品ガイド」の情報提供ホームページへの掲載を平成17年度から開始するとともに、有識者の助言を得つつ、修正を行いながら、平成20年度までに294成分1,958品目を公表している。

健康被害救済部との連携においては、支給決定及び不支給決定事例における医薬品名や副作用名等に関する情報の提供を受け、救済請求において散見された不適正使用の事例などを参考に、不適正使用による健康被害を低減するため、添付文書の改訂を行っている。

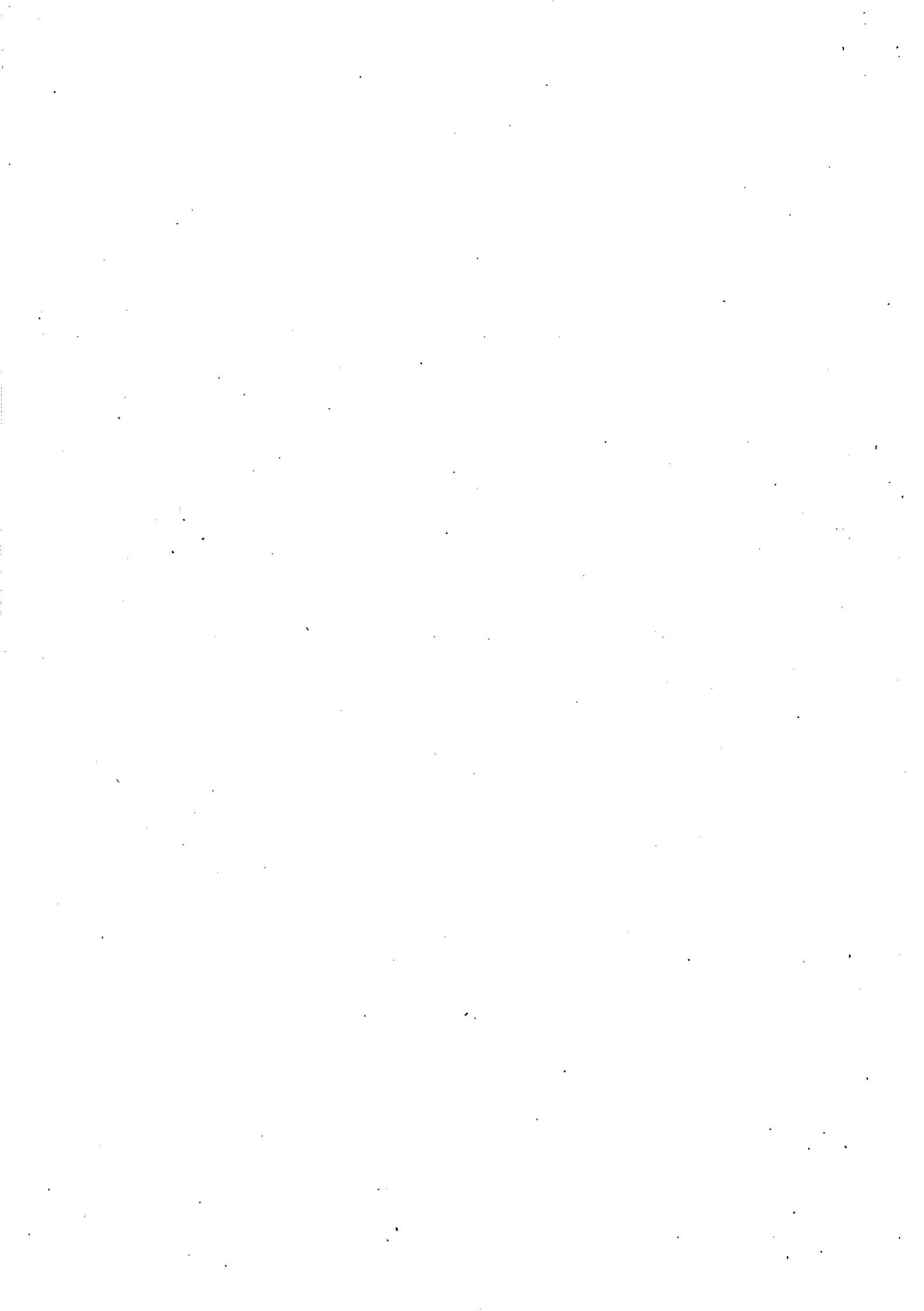
審査部門との連携においては、総合機構内における治験副作用検討会等に出席し、審査段階からの情報を収集するとともに、市販直後調査中品目の副作用等について情報提供を行っているところである。

以上より、中期目標に照らし、十分な成果を上げていると評価するが、安全対策の強化が強く望まれるところであり、今後更なる体制の強化が期待される。

(3) 財務内容の改善等について

予算、収支計画及び資金計画等については、中期目標に基づいて適正に実施されている。各年度における予算を踏まえ、経費の節減に努めており、特に平成19年度に策定した「随意契約見直し計画」に基づいて、見直し対象契約を隨時一般競争入札に移行したことや業務の効率化等により節減が行われた。また、平成19年4月から人事評価制度を導入するとともに、国家公務員の給与構造改革等を踏まえた新しい給与制度を導入し、常勤職員の人員費の抑制を行うなど、中期目標・中期計画に照らし十分な成果を上げている。

医薬品医療機器総合機構
最終評価シート



卷之三

中期目標	中期目標期間 (平成16年度～20年度)の実績報告	事業年度評価結果						中期目標 抑制の評価
		H16	H17	H18	H19	H20		
第1 中期目標の期間 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)以下「通則法」といふ。平成16年4月から平成21年3月までの5年間とする。	第1 法人全体会の業務運営の改善に関する事項及び国民に向方に開くべき措置	① 通則法第30条第2項第1号の業務運営の効率化に關するデータを提出するため、各部門の業務運営の改善に関するデータを提出するための業務運営べき措置は次のとおりとする。	① 目標管理制度の意義・必要性について職員に周知を図り、業務計画表の作成を可能とするため、各年度毎に研修等を行った。	② 各部門において作成した各年度業務計画表の上半期から後半にかけて実施するところに、幹部会から指摘のあった事項について、中間報告ヒアリングを行なうとともに、その後の進歩状況の報告を行なった。	③ 干部会において、幹部会とともに、次年度計画を策定する際に行なった幹部ヒアリングにおいても、幹部に対し、当該年度の進歩状況について、報告を行なった。	A 3.78	A 3.78	A 3.75
第2 法人全体会の業務運営の改善に関する事項及び国民に向方に開くべき措置	通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項及び国民に向方に開くべき措置	(1) 効率的かつ機動的な業務運営	ア・各部門の業務の目標と責任を明確にするとともに、問題点の抽出及びその改善に努める。	O 幹部会、医薬品医療機器総合機構改革本部、幹部会等議論進行管理委員会、財務監査委員会等の適切な連携等によって理事長の協議判断に資する組織体制の構築を図ることにより、業務運営にわたるリスク管理体制の強化を行なうことにより、業務運営にわたるリスク管理・強化を行なった。	「幹部会」の設置・運営	「改正医事法施行等対策本部」及び「医薬品医療機器総合機構改革本部」の設置・運営の3つの組織を統合して設立されたPMDAの業務運営の並行調整が円滑に行なえるようにするために、部長級以上で組織する「幹部会」を設置し、週1回、定期的に開催し、重要な方針の検討・業務の並行調整等を行なった。	A 3.73	A 3.63
第3 法人全体会の業務運営の効率化に関する事項及び国民に向方に開くべき措置	通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項及び国民に向方に開くべき措置	(1) 効率的かつ機動的な業務運営	ア・効率的かつ機動的な業務運営体制を確立する方策について、業務管理制度のあり方及び業務の実施方法について、各部門別評価などによる確認を行ない、業務運営の改善を行うこと。	O 業務運営にわたる戦略立案機能とともにリスク管理・強化などの業務管理制度が迅速に業務運営に反映できる組織体制の構築を行なった。	「幹部会」の設置・運営	「改正医事法施行等対策本部」の設置・運営の3つの組織を取り組むため、部長級以上で組織する「幹部会」を設置し、平成17年度改正医事法の施行準備・特産体制の充実強化等PMDAにおける当面の重要課題に取り組むため、「改正医事法施行等対策本部」を設置し、職員の採用方針・特産体制の充実度、既底波毎業務の改進策、GMP規格のあり方等について検討を行なった。	A 3.73	A 3.63

「財務管理委員会」の設置・運営
特に医薬品及び医療機器の収益、経営に係る対面面会を設
立した。その運営状況から、「審査等業務進行官委員会」を設
立し、運営の改善を図ることを目的として、「審査等業務進行官委員会」を設
立した。

平成 16 年度 3 回開催
平成 17 年度 1 回開催
平成 18 年度 1 回開催
平成 19 年度 1 回開催
平成 20 年度 4 回開催

「財務管理委員会」の開催・運営
健全な財形運営及び適切な業務が行われるように定期的に財務状況を把握
するため、「財務管理制度委員会」を平成 18 年度に設置し、月毎の会計部門の申
別審査手数料の申請状況及び収支分析について報告したほか、「施設契約の見
直し計画」の実施状況の報告も行った。
平成 18 年度 1 回開催
平成 19 年度 1 回開催
平成 20 年度 1 回開催

「情報システム管理体制」の設置・運営
平成 17 年 6 月に理事長を本部長とする情報システム管理制度対策本部
を設置し、PHDA 内における CIO 及び CTO 担任の設置並びに業務・システム最
適化計画について検討を実施した。
平成 17 年度 3 回開催
平成 18 年度 3 回開催
平成 19 年度 2 回開催
平成 20 年度 2 回開催

日本製薬工業協会、米国研究製薬工業協会 (PhRMA) 及び欧洲製薬団体連
合会 (EPPIA) との意見交換会を開催するとともに、医療機器及び体外診断用
医薬品関係についても、同様の場を開催している（各年度）。

・内部組織・監査の強化

【平成 16 年度】
「業務全般の企画立案、目標管理を所掌する「企画調整部」を設置した。

【平成 17 年度】
(1) 企画調整部において、「業務調整課」を設けて体制を強化 (2 課 → 3 課)
(2) 監査員を専任化するとともに、併任職員を増員 (2 名 → 3 名) し、体
制を強化した。
(3) 保有する資産の管理体制及び文書の管理制度について内部監査を実施
した。

【平成 18 年度】
(1) 企画調整部において、情報システムの管理体制の強化を図るため、「情
報システム課」を設置した。
その後、「情報システム課」は専属的に改組し、CIO 直属の「情報化統
括推進室」として、企画調整部から独立組織とした。
(2) 保有する法人文書及び個人情報の管理制度について、内部監査を実施
した。

【平成 19 年度】
(1) 企画調整部において、研修業務及び国際業務の充実強化のため、既存
の研修・国際研修を研修課と国際課にそれぞれ分離し、体制の整備を行っ
た。
(2) 監査員を 1 名増員するとともに、保有する法人文書の管理制度について、内
部監査を実施した。
【平成 20 年度】
「情報システムの管理制度、預金・物品の保管状況及び就業契約の状況、契
約の変更、契約の解約の状況について、内部監査を実施した。

・PMDA会員の準備・運営を行った。
委員会の準備・運営を行った。

【平成16年度】
(1)「リスク管理体制」の制定。
(2)PMDA役員がどるべき「行動基準」の制定。
(3)消防計画を作成し、予防・防災・火災管理体制を整備。
(4)内閣監査規程や「内部通報制度」の整備。
(5)危険物管理実施要領の制定。

【平成17年度】

(1)リスク管理体制規程の策定。
(2)「服務ハンドブック」に「行動基準」及び「リスク管理体制マニュアル」の記載。

【平成18年度】

(1)特に優先して迅速に処理すべき案件について、「リスク管理体制委員会」の委員が含まれている幹部会で議論を行った。
(2)役職員に対するリスク管理体制マニュアルの周知徹底を引き続き図った。

【平成19年度】

法人文書のPMDAへの持ち出しに関するルール年について検討し、対処方針を掲示の上、文書管理制度規程を改定。
【平成20年度】
文書・情報管理の適正な実施について、業務フローを見直す等の検討を行った。

平成17年度には、「保有個人情報の開示請求状等に関する指定期務手順書」、「保有個人情報開示請求等に関する指定期務手順書」及び「個人情報の開示、及び利用停止決定等に係る指定期務手順書」といったマニュアル等を作成した。

第2期中期目標期間におけるPMDA会員の国際活動について、原生労働省と連携し計画的・体系的に進める観点から、国際活動会場の基本方針として「PMDA国際戦略」(平成21年2月6日)を策定し、当該戦略に沿った積極的な国際活動を推進することとした。

中抑目振	中期計画	事業年度評価結果						中期目標の評価
		H16	H17	H18	H19	H20		
中期目標期間(平成16年度～20年度)の実績報告								
(ア)効率的かつ機動的な業務運営、 するなどともに、業務管理のあり方及び業務の実施方法について、業務運営の改善を図ること。	・幅広い分野の学識経験者との意見交換の場として て審議権を設置し、業務への効率化を図ることとともに、業務の公正性、透明性 化に役立てる。 ・幅広い分野の学識経験者との意見交換の場として て審議権を設置し、業務への効率化を図ることとともに、業務の公正性、透明性 化に役立てる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ PDA会体の業務について、大所高所から審議するため、学識経験者、医療関係者、関係業界の代表及び医薬品等による「臨時評議会」及びその下に業務に関する事項を審議するため、「審議・安全業務委員会」と「審議・安全業務委員会」を設置した。 ○ 連絡評議会及び各業務委員会においては、業務管理や業務の実施方法についての報告を行い、その意見を踏まえ、業務業務の処理の迅速化、透明化の体制の充実・透明化、安全対策の充実など業務運営の改善に反映させた。 <p>【平成16年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務状況・審査・安全管理業務評議会（2回） ○ 教育・研修・16年度実績報告会（2回） ○ 研究・15年度実績報告会（1回） ○ 営業・16年度実績報告会（1回） ○ 営業・安全業務委員会（1回） ○ 教育業務委員会（1回） ○ 上半期業務等 <p>【平成17年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務状況・連絡評議会（3回） ○ 16年度取組報告、17年度重点事項、17年度上半期業務実施状況、18年度計画案等 ○ 営業・安全業務委員会（2回） ○ 営業・安全管理業務評議会（3回） ○ 教育・16年度業務評議会、17年度計画、今後の取組等 ○ 教育・16年度業務評議会（3回） ○ 上半期計画案等 <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務状況・連絡評議会（3回） ○ 18年度業務報告、沿線問題検討委員会中間報告、半年制限、19年度計画変更、C型肝炎等 ○ 営業・安全業務委員会（2回） ○ 営業・17年度業務報告、18年度計画、医療機器治歎相談の充実、掲示制限に関する取扱い等 ○ 教育・17年度業務報告（2回） ○ 上半期業務実績及び今後の取組等 <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務状況・連絡評議会（5回） ○ 18年度業務報告、企業出身者の就業状況、タミフルの報告、利益相反、報酬別支給制度等 ○ 営業・安全業務委員会（3回） ○ 営業・18年度業務報告、中抑叶面変更、タミフルの報告、利益相反、報酬別支給制度等 ○ 営業・安全業務委員会（3回） ○ 教育・18年度業務報告、19年度計画、副作用提出金申込書等 						

<p>[平成20年度] (5回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運営評議会、広報業務報告、広報業務改革、利益相反規程、第2期中期計画案、提出金算収支、国際競能、21年度計画案等 ○審査、提出金算収支、国際競能、(2回) ○審査、提出金算収支、20年度計画案、広報業務改革、利益相反規程、19年度中期計画の論点、ベンチャー企業支援相談事業等 ○報道委員会、(2回) ○報道委員会、批評者激励特別指図法に基づく給付金の支給、19年度業務報告、20年度計画案、広報業務改修、第2期中期計画の論点、感染症対策出金率の再計算等 	<p>① 平成16年度より、職務的対応が必要とされている部署においては、職制をとらず、グループ制を導入している。</p> <p>② 各業務について、必要な外部専門家の選定・委嘱を行い、有効活用した。</p> <p>(1) 帯び及び安全対策の意見を聞くため、外部の専門家に対し、PMDA専門委員会としての委嘱手続。委嘱者数 平成16年度末 7 89名 平成17年度末 8 47名 平成18年度末 8 73名 平成19年度末 8 96名 委嘱者数 平成20年度末 9 14名 平成20年既作業品の測定結果等による検底被疑者の診断に際しての委嘱手続としての委嘱手續を行った。</p> <p>(2) 医薬品の副作用及び生物由来製品の感染症等による検底被疑者の診断に際しての委嘱手續としての委嘱手續。 の外部の専門家に対し、PMDA専門委員会としての委嘱手續。 平成17年度末 4 4名 平成18年度末 5 0名 平成19年度末 6 3名 平成20年度末 6 2名</p> <p>③ 業務の遂行にあたり、必要となる法律・細則・システム等の専門的知識について、弁護士、経営コンサルタント等を活用した。(各年度)</p>	<p>○ 各種対応マニュアルを下記のとおり順次整備した。</p> <p>[平成16年度] 「リスク管理対応マニュアル」、「危機危機管理体制要領」の策定 [平成17年度] 「リスク管理対応マニュアル」の改正（日常の情報管理のチェックポイントについて） [平成19年度] 「リスク管理対応マニュアル」の改正（文書の根拠への持ち出しについて）</p>	<p>業務運営における危機管理体制を徹底するため、モニタリングの状況に応じて緊急時に備え、作成する。</p> <p>イ 各種業務プロセスの標準化を進めることで、非常勤職員を活用し、常勤職員を削減する。</p>
<p>[平成17年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種業務プロセスの標準化を進めることで、非常勤職員を活用し、常勤職員を削減する。 	<p>○ 主要業務のうち、必要性の高いものから、順次、標準業務手順書(SOP)を作成し、必要に応じて改正作業を行っている。また、SOPが作成されたことにより、定期的な見直しを行っている。(各年度)</p> <p>○ 「情報システム管理制度等対応本部」として、各情報システムの稼働状況等を把握するとともに、情報システム監査及び予定等を検討した。(各年度)</p> <p>○ 平成17年度より、PMDA内情報システム全体の最適化及び無駄を省いた情報システムの整備を実施するべく「業務・システム最適化計画」の検討に着手し、情報システムの進歩状況、采当判断等の実績を参考して、平成20年の要件定義を行った。</p>	<p>各機の文書情報をについては、可能な限り電子媒体を用いたものとし、体系的に収集並びに分析等が可能となるようデータベース化を推進する。</p>	<p>イ 業務の電子化等を推進し、効率的な業務運営体制とする。</p>
<p>[平成19年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種業務プロセスの標準化を進めることで、非常勤職員を活用し、常勤職員を削減する。 			

	<p>○ 平成18年度からは物流賃貸付業務の価値相談を記録し、データベース化する相談カードシステムを導入し、業務の効率化を図った。また、既存の情報システムにも適宜、改修を加え、業務の効率化を図った。</p> <p>○ 平成16年4月以後に報告された副作用及び不具合に関しては、その全てをラインリストとして公表するよう、公用用データベースを平成17年度に整備した。</p>	
ウ	<p>機構の共通的な情報システム管理制度運営業務、医薬品等の販売・輸送・保管業務等の見直しを行なうことで、部門別に構成されるシステムの見直しの実施を行なう。この見直しの際、システムの見直減、システムの合理化を図ることにより、業務の効率化を図ることとなる。</p> <p>機構の共通的な情報システムの見直しを踏まえ、システムコストの削減、システムコストの削減、システムの見直しの実施を行なう。この見直しの際、システムの見直減、システムの合理化を図ることにより、業務の効率化を図ることとなる。</p> <p>機構の共通的な情報システムの見直しを踏まえ、システムコストの削減、システムの見直しの実施を行なう。この見直しの際、システムの見直減、システムの合理化を図ることにより、業務の効率化を図ることとなる。</p>	<p>○ 営業の合理化を図るために、各種対応を実行した。</p> <p>○ 「平成18年度】 (1)「情報システム管理等対策本部」において、外部専門家であるCIO補佐とともに、「情報システム改修決定会議」を開催した。 (2)PHDAの情報システム構成、ネットワーク設定、システムの刷新可能性について、外部コンサルタントとともに調査を実施した。</p> <p>【平成19年度】 故争入替えにより、システム監査基準を制定し、システム監査を実施し、その結果を踏まえ、同時に改善可能な点は改善すると同時に、業務・システム最適化計画にも反映させ、同計画を策定・公表した。</p> <p>【平成20年度】 「業務・システム最適化計画について、CIO補佐の協力の下、要件定義業務を実施し、PHDA内の意見統一が図られ、最適化実施第1段階として審査系統合システム開発を行なうこととなり、業務・システム最適化計画をその内容を反映したものに改訂した。</p>

③ 平成19年度に策定した「就業契約見直し計画」の対象案件については、平成19年度及び平成20年度とともに、全て一般競争入札に移行したほか、契約全般にわたって入れ代化を促進した。

第2回公募の結果		20年度		増減	
	19年度	66件	101件	35件	35件
一般競争入札 (企画競争・公募企画)		(33.5%)	(47.0%)	(13.5%)	(13.5%)
競争的ない 競争的弱い		(13.1%)	(11.4%)	(△1.7%)	(△13.5%)
うち競争入札実行に じ当しない申請者所持 上に係るものを除く		(66.5%)	(53.0%)	(△13.5%)	(△13.5%)
生産性					
合計		197件	215件	18件	18件
入札化による 削除					
19年度					
20年度					
2.3億円					2.4億円

副作用拠出金、感染拠出金及び安全拘束等を行ふことにより、業務の効率化を推進すること。
拠出金の業者品目データ等の一元管理を行うこと。
(拠出金の徴収及び管理は、No.4)

タウ、現行の副作用拠出金の監査監視システムを改
良し、新規業者である飲食業者、許可品目等により、
情報出力子及び未登録業者の管理等を図る。

また、各拠出金ごとに、算定基礎取引額の貯蓄システムを構築することにより拠出金申告額を容易にする。データは蓄積して財政再計算における拠出金申告額化にする。

・ 制作用拠出金及び感染拠出金の収納率を99%以上とする。
※過去5年間の制作用拠出金の収納率の平均
は、約95%。
・ 安全対策拠出金については、制度の趣旨と
同様に、原則として5年以内に、副作用を併用し
た場合に感染拠出金を支給する。

○ 「行政改革の重複方針」を踏まえ、各種人事費削減策を着実に進めることにより、目標の削減率を達成した。

【平成18年度】
と同時に該当する常勤職員の定期賃給の停止や新規採用者を着手とすることができたこと等により、次回の人事費を除いても、約2.7%の削減（対平成17年度）が図られた。

【平成19年度】
一定の割合で導入等により、平成19年度における人件費については、約3.3%の削減（対平成17年度一人当たりの人件費）が図られた。

【平成20年度】
3.3%の削減（対平成19年度）
平成19年4月に導入した人並評議制及び国家公務員の給与改定政策等を踏まえた新しい給与制度等により、平成20年度は一人当たりの人件費を約6.6%の削減（対平成17年度）が図られた。

○ 「行政改革の重要方針」を踏まえ、各種人事賞削減策を着実に進めることにより、目標の削減率を達成した。

【平成18年度】
と同時に該当する常勤職員の定期賃給の停止や新規採用者を着手とすることができたこと等により、次回の人事費を除いても、約2.7%の削減（対平成17年度二人当たりの人事費）が図られた。

【平成19年度】
一定のことができたこと等により、平成19年度における人事費については、約3.3%の削減（対平成17年度二人当たりの人事費）が図られた。

【平成20年度】
平成19年4月に導入した人並評価制度及び国家公務員の給与改定政策等を踏まえた新しい給与制度等により、平成20年度は一人当たりの人事費を約6.6%の削減（対平成17年度二人当たりの人事費）が図られた。

・総人件費改革の取り組み状況

年 度	17年度 (平成18年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度
一人当たり人件費(円)	④ 6,250.8	④ 6,056.5	④ 6,051.6	④ 7,787.3
人件費削減率 (一人当たり人件費)	△ 2.7 %	△ 2.8 %	△ 6.0 %	
人件費削減率精正値 (一人当たり人件費)	-	△ 2.7 %	△ 3.3 %	△ 6.6 %

※ 精正値とは、人件費削減率相当分を除いて算出した値である。

中期目標	中期計画	中期目標実績結果	事業年度評価結果						中期目標 期間の評価																																				
			H16	H17	H18	H19	H20																																						
((2) 痘瘍運営の効率化に伴う経費削減等)																																													
副作用掛出金、感染掛出金及び安全対策等掛出金の業者品目データ等の一元管理を実現するなどにより、業務の効率化を推進すること。	<p>((2) 痘瘍運営の効率化に伴う経費削減等)</p> <p>・現行の副作用掛出金の収受管理制度を改修し、感染掛出金及び安全対策等掛け出金の防護を図り、拠出金及び未供業者の管理を行うとともに、各拠出金申告額のチエックの迅速化・簡易化を図った。</p> <p>○副作用掛出金の収受管理制度システムをベース化して、感染掛出金及び安全対策等掛け出金に係る収受情報とデータベース化して、拠出金及び未供業者の情報を用いて、拠出金申告額の算出を行うとともに、各拠出金申告額の防護を図り、拠出金及び未供業者の管理を行うとともに、各拠出金申告額のチエックの迅速化・簡易化を図った。</p> <p>○各拠出金を一元的に収受管理する拠出金収受管理制度について、新規取扱品目情報をデータを自動処理できるように改修を行った。新規取扱品目情報等の算出など拠出金申告額のチエックが容易に出来る拠出金申告額の算出などを図った。</p> <p>○各拠出金を一元的に収受管理する拠出金収受管理制度について、新規取扱品目情報をデータを自動処理できようように改修を行った。新規取扱品目情報等の算出など拠出金申告額のチエックが容易に出来る拠出金申告額の算出などを図った。</p> <p>○副作用掛出金及び感染掛出金の収納率は、平成16年度から平成20年度の間ににおいて、中期計画で設定した数値目標である9.9%以上を達成した。</p> <p>○副作用掛出金及び感染掛出金の収納率は、平成16年度から平成19年度の間ににおいて、副作用掛出金及び感染掛出金の収納率などほぼ同程度の成果を達成しました。平成20年度には、9.9%に達し、副作用掛出金及び感染掛出金の数値目標である9.9%以上をクリアした。</p>	A 3.89	A 3.67	A 3.88	B 3.38	A 3.71	A 3.71																																						
〔平成16年度各拠出金収受実績〕																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象者</th> <th>対象者数(件)</th> <th>収納者数(件)</th> <th>収納率(%)</th> <th>収納額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>副作用 掛出金</td> <td>累計</td> <td>633</td> <td>533</td> <td>83.0%</td> <td>2,644</td> </tr> <tr> <td>感染 掛出金</td> <td>累計</td> <td>10,662</td> <td>10,550</td> <td>98.0%</td> <td>11,495</td> </tr> <tr> <td>安全 対策 掛出金</td> <td>累計</td> <td>3,925</td> <td>3,076</td> <td>78.4%</td> <td>654</td> </tr> <tr> <td>安全 対策 掛出金</td> <td>累計</td> <td>10,652</td> <td>10,541</td> <td>98.0%</td> <td>11,091</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>14,697</td> <td>13,617</td> <td>93.4%</td> <td>14,101</td> </tr> </tbody> </table>										区分	対象者	対象者数(件)	収納者数(件)	収納率(%)	収納額(百万円)	副作用 掛出金	累計	633	533	83.0%	2,644	感染 掛出金	累計	10,662	10,550	98.0%	11,495	安全 対策 掛出金	累計	3,925	3,076	78.4%	654	安全 対策 掛出金	累計	10,652	10,541	98.0%	11,091		計	14,697	13,617	93.4%	14,101
区分	対象者	対象者数(件)	収納者数(件)	収納率(%)	収納額(百万円)																																								
副作用 掛出金	累計	633	533	83.0%	2,644																																								
感染 掛出金	累計	10,662	10,550	98.0%	11,495																																								
安全 対策 掛出金	累計	3,925	3,076	78.4%	654																																								
安全 対策 掛出金	累計	10,652	10,541	98.0%	11,091																																								
	計	14,697	13,617	93.4%	14,101																																								

【平成17年度各支出金取扱実績】

区分	対象者(件)	給付費額(円)	収納率(%)	支出金額(百万円)
耐震用 費用 支出金	緊急応援隊 隊員 局	767 10,031	99.93 99.6%	100.0% 2,923
耐震用 費用 支出金	計	10,824	10,760	99.16% 2,935
耐震用 費用 支出金	緊急応援隊 隊員 局	105 3,176	105 2,932	100.0% 98.25% 653 1,143
安全対策等 費用 支出金	計	10,037 13,216	9,987 12,969	99.6% 86.3% 10 1,163

【平成18年度各支出金取扱実績】

区分	対象者(件)	給付費額(円)	収納率(%)	支出金額(百万円)
耐震用 費用 支出金	緊急応援隊 隊員 局	778 9,002	716 6,968	100.0% 99.6% 9
耐震用 費用 支出金	計	9,780	9,746	99.7% 3,240
耐震用 費用 支出金	緊急応援隊 隊員 局	101 3,344	101 3,180	100.0% 96.1% 655 1,211
安全対策等 費用 支出金	計	9,092 12,316	8,950 12,140	99.6% 88.3% 9 1,220

【平成19年度各支出金取扱実績】

区分	対象者(件)	給付費額(円)	収納率(%)	支出金額(百万円)
耐震用 費用 支出金	緊急応援隊 隊員 局	762 8,346	762 8,309	100.0% 99.6% 8
耐震用 費用 支出金	計	9,108	9,071	99.6% 3,057
耐震用 費用 支出金	緊急応援隊 隊員 局	98 3,326	98 3,094	100.0% 93.0% 574 1,218
安全対策等 費用 支出金	計	6,346 11,672	6,287 11,391	99.4% 97.6% 8 1,227

【平成20年度各支出金取扱実績】

区分	対象者(件)	給付費額(円)	収納率(%)	支出金額(百万円)
耐震用 費用 支出金	緊急応援隊 隊員 局	753 8,047	752 8,015	99.0% 98.6% 8 3,722
耐震用 費用 支出金	計	8,850	8,757	98.6% 3,710
耐震用 費用 支出金	緊急応援隊 隊員 局	95 6,347	95 6,287	100.0% 99.4% 620
安全対策等 費用 支出金	計	659 11,716	657 11,056	99.7% 99.0% 520 1,292

中期目標	中期計画	(3) 国民に対するサービスの向上	中期目標期間(平成16年度～20年度)の実績報告						中期目標の評価																																										
			H16	H17	H18	H19	H20	事業年度評価結果																																											
・国民に対するサービスの向上	・一般消費者などからの相談や苦情に対する体制の充実強化を図る。	<p>(3) 国民に対するサービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般相談窓口の運用の開始、FAXによる又はホームページ上からの意見・要望・苦情等に対する体制の充実強化を図った。 ・PMDAに寄せられた相談等への対応方法及び寄せられた意見を業務改善等に反映した「一般相談対応方針」に基づき、「一般相談窓口」を運用した。また、相談者の利便性の向上を図るために、平成17年度から昼夜休みを含めた対応を実施している。 																																																	
・国民に対する相談体制を強化するとともに、業務運営及びその内容の強化を確保し、国民に対するサービスの向上を図ること。	・一般消費者などからの相談や苦情に対する体制の充実強化を図る。	<p>(3) 国民に対するサービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般相談窓口の運用の開始、FAXによる又はホームページ上からの意見・要望・苦情等に対する体制の充実強化を図った。 ・PMDAに寄せられた相談等への対応方法及び寄せられた意見を業務改善等に反映した「一般相談対応方針」に基づき、「一般相談窓口」を運用した。また、相談者の利便性の向上を図るために、平成17年度から昼夜休みを含めた対応を実施している。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>届 金</th> <th>相 談</th> <th>苦 情</th> <th>見 望</th> <th>その他の 事項</th> <th>合 计</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年度</td> <td>209件</td> <td>7件</td> <td>2件</td> <td>1件</td> <td>2件</td> <td>219件</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>2,344件</td> <td>6件</td> <td>3件</td> <td>0件</td> <td>2件</td> <td>2,353件</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>2,387件</td> <td>3件</td> <td>4件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>2,394件</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>2,711件</td> <td>56件</td> <td>45件</td> <td>9件</td> <td>2件</td> <td>2,821件</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>2,522件</td> <td>1件</td> <td>99件</td> <td>0件</td> <td>2件</td> <td>2,622件</td> </tr> </tbody> </table>	年次	届 金	相 談	苦 情	見 望	その他の 事項	合 计	平成16年度	209件	7件	2件	1件	2件	219件	平成17年度	2,344件	6件	3件	0件	2件	2,353件	平成18年度	2,387件	3件	4件	0件	0件	2,394件	平成19年度	2,711件	56件	45件	9件	2件	2,821件	平成20年度	2,522件	1件	99件	0件	2件	2,622件	A	A	B	A	A	3.69
年次	届 金	相 談	苦 情	見 望	その他の 事項	合 计																																													
平成16年度	209件	7件	2件	1件	2件	219件																																													
平成17年度	2,344件	6件	3件	0件	2件	2,353件																																													
平成18年度	2,387件	3件	4件	0件	0件	2,394件																																													
平成19年度	2,711件	56件	45件	9件	2件	2,821件																																													
平成20年度	2,522件	1件	99件	0件	2件	2,622件																																													
・業務内容及びその成果について、本機構のホームページに掲載するとともに、広報誌等において適宜、公表する。これにより、公表する。	・業務内容及びその成果について、本機構のホームページに掲載するとともに、広報誌等において適宜、公表する。これにより、公表する。	<p>PMDA来訪者が意見・要望・苦情等を発信できるようにして、それらを業務運営のための参考として活用するためには設置していくこととしました。また、平成18年11月からFAXによる受付を開始し、さらには、平成19年6月からは、PMDAホームページ上からの意見・要望を抽出し、PMDAに対する意見・要望をより容易に発信できるようにしました。</p> <p>申請者から新医薬品、新医療機器及び改良医療機器の審査進捗状況に関する問い合わせがあった場合は、担当部課(医薬品(医療機器)部)が原則として、平成18年11月からFAXによる受付を開始し、次回の審査申請までの見込み期間等を説明する取り扱いを行った。(各年度)</p> <p>申請者からPMDAにおける審査等業務及び安全対策業務に関する不服申立て等が行われた場合には、担当部課(医薬品(医療機器)部)が原則として、平成19年6月からは安全監理監査(セントラル)が直接受理を行い、15箇月以内に回答する仕組みを平成16年度より設けている。</p> <p>① PMDAの業務実績等については、各年度の業務実績をとりまとめた「業務報告」を作成。運営会議料として活用するとともに、独立行政法人PMDOへ配布するほか、同内容をホームページに掲載した。</p> <p>② 平成17年度から19年度はPMDAが開催した「医薬品医療機器国民フォーラム」に関する懇親会資料をPMDAホームページに掲載した。</p> <p>○ 懇親会資料及び内部監査について、監査報告書をホームページ上に掲載した。(各年度)監査報告書については、監査報告書を運営会議等で報告し、当該会議資料をホームページ上に掲載した(平成19年度より)。</p> <p>○ 各事業年度決算については、ホームページ及び年次報告書に備え付けるとともに、官報公告において公表した。</p>																																																	

中 括 目 振	中 期 計 画	中 期 目 指	中期目標期間（平成16年度～20年度）の実績報告						中期目標期間の評価	
			事業年度評価結果	H16	H17	H18	H19	H20		
第3 部門毎の改善に関する事項及び質の向上に関する事項	第2 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び質の向上に関する事項に係る目標を達成するための措置									
1 健診検査料金給付業務	健診検査料金給付業務について、医薬品販売業者に係る支給料金等が、医薬品販売業者による販売用被服等制度及び生物由来製品感覚等技術等制度（以下「販売制度」という。）をより多くの方々に周知し、適切に運用するなど、どちらに、医薬品による副作用等に介した感染等による検査を行なうを受けられた方々に對し、適正かつ迅速な改善を行うため、以下の措置をとることとする。									
	(1) 制度に関する情報提供の拡充及び見直しによる目標を達成するためのべき指針									
	ア 平成16年度中にホームページ等の公示を行なう。									
	イ パンフレット及び請求手引の改善、インターネットを通じた情報提供の内容を充実させ、側面視点による副作用等に介した感染等による検査を行なう。									
	ウ 請求書類の不備等により処理に時間を要する事案を減らし、業務の効率化を図ること。									
	エ ホームページの掲載内容をより充実し、ホームページへのアクセス数を中期目標値増加させること。									
	オ 平成16年度より、請求書の書式等をホームページからダウンロードできるようにする。									
	カ ホームページの掲載内容をより充実し、広報活動を強化することにより、目標を大きく上回ることとした。									
	キ 平成16年度比									
	HP登録件数	36,726	41,947	37,655	51,810	63,843	67,711			
	平成15年度比		17%増	6%増	45%増	75%増	95%増			

<p>(2) 制度周知のための広報活動の積極的実施 ・経済制度を幅広く国民に周知すること。</p>	<p>(2) 制度周知のための広報活動の積極的実施によるべき指置 ・効果的な広報を検討し、積極的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広告会社等を活用し、健旅被控除制度を分かりやすく解説した冊子による広報を実施した。(各年度) <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合大学、医学部、臨床研修病院、看護師養成施設等に冊子及びDVDの配付を行うとともに、外郵便門別案を活用して、企画競争、新聞、交通(電車)、ラジオCMによる広報を実施した。(平成20年度) ○ 新聞や政府広報等の媒体を活用するとともに、平成17年度より関係団体の協力を得て、専門誌や一般用医薬品の外箱を利用した広報活動を実施した。 ○ 専門誌への広報や医学会等に参画し、パンフレット配布、発表等を行った。 ○ 医療関係者に対し制度の普及や理解を得ることに努める。 <p>(3) 相談窓口の拡充によるべき指置</p> <p>(3) 相談窓口の拡充による目標を達成するために ・相談窓口に専任の職員を配置し、制度利用に関する相談窓口に専任の職員を配置し、制度利用に関する相談窓口を広く受け付けける体制を実現させること。 ・相談窓口を広く受け付けける体制を実現させること。</p> <p>このようにに体制を充実させることで、年間相談件数を中期目標期間終了時までに、平成15年度と比べて20%程度増加させる。</p>																					
	<table border="1" data-bbox="806 653 959 1192"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15 年度</th> <th>平成16 年度</th> <th>平成17 年度</th> <th>平成18 年度</th> <th>平成19 年度</th> <th>平成20 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>5,338</td> <td>5,911</td> <td>4,307</td> <td>6,427</td> <td>7,257</td> <td>17,256</td> </tr> <tr> <td>平成15年比</td> <td>/</td> <td>21%</td> <td>19%</td> <td>20%</td> <td>36%</td> <td>224%</td> </tr> </tbody> </table>		平成15 年度	平成16 年度	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	相談件数	5,338	5,911	4,307	6,427	7,257	17,256	平成15年比	/	21%	19%	20%	36%	224%
	平成15 年度	平成16 年度	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度																
相談件数	5,338	5,911	4,307	6,427	7,257	17,256																
平成15年比	/	21%	19%	20%	36%	224%																

中期目標	中期計画	(4) 情報のデータベース化による一元管理	中期目標期間（平成16年度～20年度）の実績報告							事業年度評価結果						
			H16	H17	H18	H19	H20	A1	B	C	S	A.13	A.4	A.61	中期目標 期間の評価	
(5) 事実関係の調査等による請求事案の迅速な処理	(4) 情報のデータベース化による一元管理	<ul style="list-style-type: none"> ・數據給付業務に關する情報のデータベースをより使いやすいものに改修する。 ・新たに始まる感染数寄付業務については、副作用数据給付業務のシステムを活用し、効率的なシス템を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制作用軟件開発及び販売業務では、事務の効率化を図るため、平成16年度より既存のデータベースを改修し、ダイムクロック管理や統計・検索機能等を強化した。 ○ 平成18年度より開発に着手した原因薬や副作用疾患名等に関する情報について、収集されたデータを様々な角度から分析し、統計的な解析により副作用発症の傾向や相関関係を探ることで、「数寄付データベース」と「副作用・解析システム」の第1次開発を平成19年度に終了し、第2次開発が20年度末に終了した。 													
(5) 事実関係の調査等による請求事案の迅速な処理	(5) 事実関係の調査等による請求事案の迅速な処理	<ul style="list-style-type: none"> ・數據給付の請求事案の迅速な処理を図ること。 ・数据給付の請求事案の迅速な処理を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制作用軟件開発及び販売業務では、事務の効率化を図るため、平成17年度に調査課を設置するとともに、副作用耳門担当員を配置し、①請求事案の並行処理、②症例経過記録を作成、③請求報告書の作成の各業務を開始した。 													

イ 請求から支給・不支給決定までの標準的業務実績期間（厚生労働省に於ける医師薬学的判断を含む。）内に支給されることが出来る件数を増加させること。（ただし、不支給決定の標準的業務実績期間（厚生労働省に於ける医師薬学的判断を含む。）内に支給されることが出来ない場合は、追加・補足資料及び請求者が必要とされ、業務処理を行うこと）

イ 標準的業務実績期間（厚生労働省に於ける医師薬学的判断を含む。）内に支給されることが出来る件数を増加させること。（ただし、不支給決定の標準的業務実績期間（厚生労働省に於ける医師薬学的判断を含む。）内に支給されることが出来ない場合は、追加・補足資料及び請求者が必要とされ、業務処理を行うこと）

ただし、医学に対する追加・補足資料及び請求者が必要とされ、業務処理を行いうこととする。

イ 請状事案の迅速な処理により一層進めるために、厚生労働省と調整を行って成る同省との時間配分を、同省2ヶ月間隔6ヶ月とし、適切な役割分担を行った。

② 支給・不支給の決定件数のうち、標準的業務処理期間内に決定した件数の割合である達成率は、平成18年度以降に大幅に改善した。

【顧客用販売収益の実績】

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
決 定 件 数	793件	759件	760件	768件	908件	926件
決 定 件 数	566件	633件	1,035件	815件	655件	919件
取引件数(件)	2件	1件	4件	0件	2件	1件
見送中件 数	820件	955件	681件	624件	677件	664件
達 成 率	17.6%	14.5%	12.7%	66.3%	74.2%	74.3%
処理期間(中央値)	10.6月	12.4月	11.2月	6.6月	6.4月	6.5月

*「処理中件数」とは、各年末未時点の数値。
**「達成率」とは、当該年度中に決定されたもののうち、Bヶ月以内に処理できた占の割合。

中期目標	中期計画	(6) 部門間の連携を通じた適切な情報伝達の推進 機構内の各部門との連携を図り、特に救急業務部門に適切に情報提供すること。	(6) 部門間の連携を通じた適切な情報伝達の推進 機構内の各部門との連携を図り、特に救急業務部門については、個人情報をに基づく支給・不支給決定情報等を安全対策部門へ提供した。	中期目標期間（平成16年度～20年度）の実績報告					事業年度評価結果 H16 H17 H18 H19 H20	中期目標期間の評価 A 3.68
				H16	H17	H18	H19	H20		
(7) 被害実態等に関する調査の実施に関する検討 対象は、被害者等において、被害給付受給者の被害実態等に限る調査等について、その内容、方法等の実施に際しては、その検討結果を踏まえ、平成16年度中に検討を行い、その検討結果等に限る調査を行つ。	(7) 被害実態等に関する調査の実施に関する検討 に係る目標を達成するためにとるべき措置	○ 平成16年度に「医薬品による過敏症調査会」を開催し、「医薬品の副作用について検討を行い、平成17年度に「医薬品の副作用について検討会」(平成18年3月公表)を実施した。この検査結果を踏まえ、平成18年度より、検査者のための検査会場で必ずしも支援が十分でないサービス提供の在り方等を検討するための実験的QOLの向上に努めている。関係者の意見を聞きながら検討を得たための検査会場を実施している。また、要望の高かった事項を中心にして、「精神面などに関する相談事業」の実施を、第2期中長期計画に盛り込んだ。(平成20年度)	○ 平成16年度に「医薬品による過敏症調査会」を開催し、「医薬品の副作用について検討を行い、平成17年度に「医薬品の副作用について検討会」(平成18年3月公表)を実施した。この検査結果を踏まえ、平成18年度より、検査者のための検査会場で必ずしも支援が十分でないサービス提供の在り方等を検討するための実験的QOLの向上に努めている。関係者の意見を聞きながら検討を得たための検査会場を実施している。また、要望の高かった事項を中心にして、「精神面などに関する相談事業」の実施を、第2期中長期計画に盛り込んだ。(平成20年度)	A 3.78	A 3.67	A 3.75	A 3.63	A 3.57	A 3.57	A 3.68
(8) 運営実績等に関する評議会の開催 対象は、被害者等において、被害給付受給者の被害実態等に限る調査等について、その内容、方法等の実施に際しては、その検討結果を踏まえ、平成17年度中に検討を行い、その検討結果等に限る調査を行つ。	(8) 運営実績等に関する評議会の開催の実施に関する検討 機構内の各部門との連携を図り、特に救急業務部門に適切に情報提供すること。	○ 個人情報を除いたうえで、副作用経済給付及び感染経済給付に関する支給・不支給決定情報等を安全対策部門へ提供した。	○ 個人情報を除いたうえで、副作用経済給付及び感染経済給付に関する支給・不支給決定情報等を安全対策部門へ提供した。	A 3.78	A 3.67	A 3.75	A 3.63	A 3.57	A 3.57	A 3.68

イ このため、平成16年4月1日以後の申請に係る審査業務に係る審査時間（(その年に承認された審査業務処理時間の処理時間)をいいう。）品目に係る審査業務（大幅な削減実績、社会情勢の変化など外的的要因による組合を除く通常のこと。また、業務の改善を図ること。）、業務効率的な審査体制を確立すること。

新医薬品については、中期目標期間を通じて、審査業務処理期間1ヶ月を70%に達する。中期目標期間を下記のとおりとしたところには、審査の迅速化など業務の改善を図ることとする。

イ 平成16年4月1日以後の申請に係る審査業務に係る審査時間は、次のとおりとする。ただし、審査業務を含む審査業務処理時間は、厚生労働省が定めたものである。この中の審査時間は、当該期間に当該審査を実施する間に下記のとおりとしたところには、審査の迅速化などをできるよう、本機構に付けて、本機構に付けることとする。

① 新医薬品の審査業務については、各審査チーム間の整合性を図るとともに、審査及びこれまでの審査業務をより効率的に行うため、審査担当者に等をもつて、毎月の審査業務処理期間目標の達成状況を集計し、審査担当者に周知した。（各年度）

② 新医薬品審査の透明性を向上させ、その進捗をより効率的に行うため、平成17年度からメトリックシステム（審査プロセス管理システム）を導入し、目標達成に向けて、適切に処理を進めた。

【新医薬品の実態状況】

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度		平成20年度
				うち平成16年度以降申請分**	うち平成16年度以降申請分***	
承認件数 審査期間 (中央法) 審査期間 (中央法)	49件 [6.6月] [65%]	50件 [13.9月] [65%]	24件 [6.6月] [35%]	77件 [13.7月] [39%]	49件 [13.9月] [59%]	81件 [11.6月] [54%]
	*	*	*	*	*	73件 [11.6月] [60%]
	13.5月	22.9月	16.2月	21.1月	19.2月	20.1月
					*	*
					18.9月	18.9月
						18.3月

注：「**」は、申請から12ヶ月以内に、審査を終了した件数の割合。

*)中期計画の目標のが外である平成16年3月以前申請分も含む。改訂。

**)平成17年度、平成18年度、平成19年度のうち、平成16年4月以前の申請分を対象としたものの平均。

【新医薬品の審査状況】

	件数*	承認済み	取り下げ	審査中
平成16年3月31日以前のもの	139	105(1)	26(1)	7[△3]
平成16年度	87	78(1)	9(0)	0[△1]
平成17年度	57	49(8)	6(0)	2[△8]
平成18年度	101	78(37)	8(1)	15[△38]
平成19年度	87*(△4)**	28(24)	7(7)	52[△31]
平成20年度	82	7(7)	1(1)	74[△74]
計	553	346(79)	57(10)	150[△7]

*) 件数とは、部会審査品及び報生品の審査報告の予定期。
 **) 平成19年度の件数は、同一成分の2申請を合算して1件としたものが3件あり、
 その3件を削除した。また、2件については、「件数」のが海外に変更となつたため、
 別途し、1件についてでは、「件数」のが象に変更となつたため、追加した。
 注1：〔〕の数値は、平成20年度に処理した件数（内訳）
 注2：〔〕の数値は、平成19年度からの相談

③ 医薬品の製造所の製造管理及び品質管理の方法が、GMP指令に従っているかについて、調査を実施した。

【平成17年度】(改正薬事法に基づくGMP調査件数)
 医薬品(体外診断用医薬品を除く)
 実地調査35件(うち海外8件)、書面調査18件、計53件
 【平成18年度】(改正薬事法に基づくGMP調査件数)
 医薬品(体外診断用医薬品を除く)
 実地調査180件(うち海外43件)、書面調査603件、計783件
 【平成19年度】(改正薬事法に基づくGMP調査件数)
 医薬品(体外診断用医薬品を除く)
 実地調査233件(うち海外91件)、書面調査660件、計893件
 【平成20年度】(改正薬事法に基づくGMP調査件数)
 医薬品(体外診断用医薬品を除く)
 実地調査214件(うち海外102件)、書面調査524件、計738件

○ 新医薬品、新医療機器承認申請資料の根拠となる試験がGLP、GCP等の関連規則を満足するところにおいては、平成17年度及び18年度においては、8.0%、平成19年度及び20年度においては、9.0%について達成されたものであるかについて、書面及び実地による調査を実施した。

新医療機器についても、審査期間1ヶ月を平均して、7.0%について達成するところにおいては、平成17年度及び18年度においては、8.0%、平成19年度及び20年度においては、9.0%について達成した。

【適合性調査等に係る業務の実績（品目数）】

	平成16 年度	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
適合性審査請求	161件	136件	126件	774件	842件
医薬品	161件	135件	251件	234件	293件
医療機器	—	1件	175件	540件	649件
G L P 調査	20件	39件	31件	27件	43件
医療品	20件	37件	23件	23件	32件
医療器具	—	2件	8件	4件	11件
G C P 調査*	73件	131件	149件	132件	198件
新医薬品	6件	120件	137件	122件	182件
後発医療用医薬品	6件	11件	12件	9件	16件
医療機器	—	0件	0件	1件	1件
G P S 対応**	27件	82件	103件	107件	78件

* 平成16年度以降のGCP、GMP認定件数は、届出後の通知数である。
** 平成17年度以降の認定件数については、すべてGMP認定として実施。

厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、中期目標期間終了時までに、医薬品について、中長期処理期間6ヶ月を50%に達成する。また医療機器について、中期目標期間9ヶ月を70%について達成する。
(医薬品・医療機器共通 機器臓別はNo.1.1)

○ 希少疾患用医薬品及び医療上特に必要性が高いと認められる医薬品について、目標達成に向けて、優先的に処理を進めた。

【新医薬品の承認状況（優先新医薬品目）】

平成16 年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	うち平成16年度以降申請分		うち平成16年度以降申請分		うち平成16年度以降申請分	
					*	**	*	**	*	**
承認件数 (件数)	22件 (55) 12.8月 4.5月	19件 (55) 12.8月 23.4月	9件 (55) 12.8月 4.9月	20件 (55) 12.5月 15.5月	20件 (55) 12.5月 15.5月	20件 (55) 12.5月 15.5月	20件 (55) 12.5月 15.5月	20件 (55) 12.5月 15.5月	24件 (55) 12.5月 15.5月	24件 (55) 12.5月 15.5月
注：「」内の%は、申請から6ヶ月以内に審査を終了した件数の割合。 ＊中期計画の対象外であら平成16年3月以前申請分を含む。 ** 平成17年度、平成18年度、平成19年度、平成20年度のうち、平成10年4月以前の申請分を対象としたものの中。										

注：「」内の%は、申請から6ヶ月以内に審査を終了した件数の割合。
＊中期計画の対象外であら平成16年3月以前申請分を含む。
** 平成17年度、平成18年度、平成19年度、平成20年度のうち、平成10年4月以前の申請分を対象としたものの中。

<p>新医薬品について、は、中期目標期間終了時には、中期目標期間において、終期目標の処理の年には、承認された品目に係る審査期間(元の時間及び申請者の処理時間)をも目標とすること。</p> <p>よう審査の迅速化に努めること。</p>	<p>・ ICHにおいて日本EARIが合意した審査データーとの整合性・調和を推進する。他の国際基準の作成基準としての国際的な基準(元の整合性・調和を推進する。 医薬品・医療機器共通 機器関係はNo.1.1)</p>	<p>① ICH等の連携委員会や専門家会議等に参加するなど、医薬品の国際的な基準の整合性・調和に向けた取組みに積極的に協力した。(各年度)</p> <p>* ICHとは：日米EU医薬品規制開拓国際会議 (International Conference-on Harmonization)</p>
		<p>② 平成19年度には、国際共同治験に関する基本的考え方をとりまとめた。</p> <p>当該基本的考え方については、パブリックコメントを経て、平成19年に厚生労働省医薬品食品局審査部長通知として発出され、これを対面取扱、審査等において活用している。</p>

<p>国際共同治験の実施を推進するため、試験データーイングなどにに関するガイドラインを平成19年度中整備する。</p>	<p>業務改善においては、中期目標期間を通じても、国際的な動向を踏まえ、審査品目の滞留を抑制し、毎年度確認しつつ、審査品目の審査体制とする。</p>	<p>① 総審査期間の導入に向けた取組みとしては、治験相談を充実させ、申請前により審査が滞留している申請につきは、取り下げる指導を行った。</p> <p>新たに審査医薬品の承認品目については、申請者と面談を実施して、申請の取り下げる指揮した。(各年度)</p>
		<p>② 平成19年10月より、1つの審査チームににおいてブリッジトマネジメントの試行を実施して、平成20年度より同制度の実施にあたり、進行状況の情報の取りまとめている。また、併せて同制度の実施にあたって、審査マネジメント部を新設した。</p>

<p>新医薬品について、は、中期目標期間終了時には、中期目標期間において、終期目標の処理の年には、承認された品目に係る審査期間(元の時間及び申請者の処理時間)をも目標とすること。</p> <p>よう審査の迅速化に努めること。</p>	<p>・平成20年度から、新医薬品の審査チームごとに運営管理を担当に行なうため、プロジェクトマネジメントを導入する。</p>	<p>① 平成20年度から、新医薬品の審査チームごとに運営管理を担当に行なうため、プロジェクトマネジメントを導入する。</p>
		<p>② 平成20年度の試行を実施して、平成21年度より同制度の実施にあたって、審査マネジメント部を新設した。</p>

三國志

① 新医療機器審査の透明性を向上させ、その進捗をより的確に管理するため、メトリックシステム（審査プロセス）を平成17年度から導入し、目標達成に向けて、逐次改善を実施する。
（新規申請件数の増加による審査時間の長期化を防ぐため）

[新医療機器の承認状況]

*)中期計画の目標の対象外である平成16年3月以前算入

平成17年度、平成18年度、平成19年度、平成20年度のうち、平成16年4

正德甲辰年秋月于京口作

月以降の牛頭刀を以て其の刀身

卷之三

【新医療機器の審査状況】

	件数*	承認済**	取り下げ	審査中
平成16年3月31日以前のもの	132	53(2)	76(0)	4[△2]
平成16年度	56	31(3)	17(1)	8[△4]
平成17年度	7	7(1)	0	0[△1]
平成18年度	24	15(3)	3(2)	5[△5]
平成19年度	37	20(16)	1(0)	16[△16]
平成20年度	32	1(1)	0(0)	31[31]
計	288(32)	128(26)	96(3)	64[3]

*) 件数とは、新医療機器として申請された品目の数。

**) 承認済件数は改良医療機器等で承認されたものも含む。
 注1：() の数値は、平成20年度に処理した件数（内訳）
 注2：() の数値は、平成19年度からの増減

② 医療機器の製造所の製造管理及び品質管理の方法について、QMS省令に適合しているか否か、調査を実施した。

【平成17年度】(改正薬事法に基づくQMS調査件数)

医療機器 実地調査4件（うち海外2件）、書面調査28件、計32件
 体外診断用医薬品 実地調査9件、計9件
 体外診断用医薬品 実地調査0件、書面調査0件、計0件

【平成18年度】(改正薬事法に基づくQMS調査件数)

医療機器 実地調査20件（うち海外15件）、書面調査280件、計300件
 体外診断用医薬品 実地調査4件、書面調査28件、計32件

【平成19年度】(改正薬事法に基づくQMS調査件数)

医療機器 実地調査12件（うち海外11件）、書面調査1,099件、計1,021件
 体外診断用医薬品 実地調査1件、書面調査83件、計84件

【平成20年度】

医療機器 実地調査42件（うち海外20件）、書面調査873件、計915件
 体外診断用医薬品 実地調査1件、書面調査77件、計78件

○ 希少・専用医療機器及び医療上特に必要性が高いと認められる医療機器について、目標達成に向けて、優先的に処理を始めた。

厚生労働大臣が指定した監査評議会による監査結果に於ける新規医療機器に対する検査結果について、平成17年度までに、医療機器の新規登録申請件数を50%に達成する。また、医療機器登録申請件数を70%に達成する。医療機器登録申請件数を9ヶ月を超過する場合は、医療機器登録申請件数を10%とする。

【新医療機器の承認状況（医先審査品目）】

	平成16年 承認申請	平成16年 承認実績	平成16年 承認実績 うち平成16年 度以 前 申請分 **	平成16年 承認実績 うち平 成16年 度以 后 申請分 **	平成16年 承認実績 うち平 成16年 度以 前 申請分 **
承認実績 登録類 件数 内訳 件数	2件 内訳 登録類 件数 26.09 登録類 件数	0件 内訳 登録類 件数 26.09 登録類 件数	1件 内訳 登録類 件数 14.29 登録類 件数	4件 内訳 登録類 件数 14.29 登録類 件数	4件 内訳 登録類 件数 14.29 登録類 件数

注：(1) 内の % は、申請から 9ヶ月以内に審査を終了した割合の割合。
 (2) 中間計画の目標の計画外である平成16年 3月以前申請分も含んだ数値。
 ** 平成17年度、平成18年度、平成19年度、平成20年度のうち、平成16年度の申請分を対象としたものの件数。

ウ・ICHにおいて日光EPIが合意した審査データ
の作成基準などの国際的な基準その他の国際基準
との整合性・調和を推進する。
(医薬品・医療機器共通医薬品関係)No.10)

① GHTF会議は会議及び研究グループ会議 (Study Group) 等に参加するなどして
医療機器の国際的な基準・調和に向けた取組みに積極的に協力
した。(各年度)

*GHTFとは：医療機器規制国際整合化会議
(Global Harmonization Task-Force)

② ISO/TC150等の会議に参加して国際的な基準の整合性・調和に向けた取
組みに積極的に協力した。(各年度)

中抑良撰	中抑計画	中抑目標	中抑目標期間（平成16年度～20年度）の実績報告				事業年度評価結果	中期目標期間の評価																																									
			H16	H17	H18	H19																																											
(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクションの迅速化																																																	
(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクションの迅速化																																																	
<p>(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクションの迅速化</p> <p>○ 先端的な医薬品・医療機器に対するアクションの迅速化</p> <p>○ 医療上特に必要性が高いと認められた医薬品に対する優先相談相談制度を実施するとともに、指定了した成分に、平成20年度までに、治療相談を延べ27件実施した。</p> <p>※ 優先相談指定審査の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定申請件数</td> <td>9成分</td> <td>20成分</td> <td>9成分</td> <td>6成分</td> <td>4成分</td> </tr> <tr> <td>該当判断件数</td> <td>7成分</td> <td>17成分</td> <td>13成分</td> <td>4成分</td> <td>4成分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 該当判断件数には、前年度以前の申請分も含む。</p>											平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	指定申請件数	9成分	20成分	9成分	6成分	4成分	該当判断件数	7成分	17成分	13成分	4成分	4成分																						
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度																																												
指定申請件数	9成分	20成分	9成分	6成分	4成分																																												
該当判断件数	7成分	17成分	13成分	4成分	4成分																																												
<p>(2) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクションの迅速化</p> <p>○ 先端的な医薬品・医療機器に対するアクションの迅速化</p> <p>○ 新医薬品の治療相談について、目標達成に向けて、適切に対応を進めた。</p> <p>○ 新医薬品の治療相談の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>治験申込件数</td> <td>334</td> <td>339</td> <td>473</td> <td>436</td> <td>342 (326)*</td> </tr> <tr> <td>治療相談実施件数</td> <td>193</td> <td>218</td> <td>288</td> <td>281</td> <td>316</td> </tr> <tr> <td>取下け件数</td> <td>23</td> <td>14</td> <td>7</td> <td>21</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>実施・取下げ合計</td> <td>216</td> <td>232</td> <td>295</td> <td>302</td> <td>338</td> </tr> </tbody> </table> <p>* ()は、同一案件が複数回にわたり複数回申し込まれた場合の件数を1件とした場合の実申込み件数</p> <p>【対面相談から記録済みまでの期間30勤務日の達成率】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9.6%</td> <td>13.0%</td> <td>33.6%</td> <td>62.2%</td> <td>87.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：平成16年度～平成19年度の年度計画に沿ける達成率は50%。 値は10%。平成20年度の年度計画の目標値は50%。</p>											平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	治験申込件数	334	339	473	436	342 (326)*	治療相談実施件数	193	218	288	281	316	取下け件数	23	14	7	21	23	実施・取下げ合計	216	232	295	302	338	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	9.6%	13.0%	33.6%	62.2%	87.7%
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度																																												
治験申込件数	334	339	473	436	342 (326)*																																												
治療相談実施件数	193	218	288	281	316																																												
取下け件数	23	14	7	21	23																																												
実施・取下げ合計	216	232	295	302	338																																												
平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度																																													
9.6%	13.0%	33.6%	62.2%	87.7%																																													

	<p>[医先対面助言指定品目の第1回目対面助言までの期間30箇月の達成率]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成16年度</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>平成19年度</th><th>平成20年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40.0%</td><td>67.1%</td><td>66.7%</td><td>75.0%</td><td>66.3%</td></tr> </tbody> </table> <p>注：平成16年度～平成20年度の年度計画における達成率の目標値は50%</p> <p>バイオ・ゲノムといつた先端技術の肝臓については、中期目標を通り、高度な知識を有する。外部内閣を活用することで、新技術を応用した製品に係る通知、再生医療品第1類承認申請に係る通知、細胞組成加工製品に係る通知、再生医療品肝臓指針等）の作成に協力した。</p> <p>バイオ・ゲノムといつた先端技術の急速な発展を視野に入れ、この分野における指導、審査技術水準を向上すること。</p>	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	40.0%	67.1%	66.7%	75.0%	66.3%
平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度							
40.0%	67.1%	66.7%	75.0%	66.3%							

- ① バイオ・ゲノムといつた先端技術分野における指導・審査技術水準を向上することが求められているため、高度な知識を有する。外部内閣を活用することで、新技術を応用した製品に係る通知、再生医療品肝臓指針等）の作成に協力した。
- ② 平成17年度にゲノム薬理学プロジェクトチームを発足させ、科学的なガイドライン作成に向けての検討を行っている。
- ③ 細胞治療製品や遺伝子組み換えタンパク質などの生物系製品目に付する国際的な最新の情報交換を行い、PMDAの相談・審査業務に生かすため、PMDAやEU諸国をはじめとする審査責任者を招いた「PMDAバイオロジクスシンポジウム」を平成18年度より開催している。（各年度）
- ④ 平成20年度には、ベンチャーエンタープライズ企業支援相談事業及び先端医療開拓特区（スーパー特区）採択事業における相談対応を通過して、新技术を応用した製品の開拓に協力した。

中期目標	中期計画	中期目標実績	事業年度評価結果																	
			H16	H17	H18	H19														
(2) 善益等業務及び安全対策業務の信頼性の向上	(2) 善益等業務及び安全対策業務の信頼性を一層向上させる目標を達成するためにるべき措置	<p>ア・善益等業務及び安全対策業務の質の向上を図る機会を、提供するため職員の技術の向上に努めること。</p> <p>ア・善益等業務及び安全対策業務の質の向上を図る機会を、提供するため職員の技術の向上に努めること。</p> <p>ア・善益等業務及び安全対策業務の質の向上を図る機会を、提供するため職員の技術の向上に努めること。</p>	<p>① 外部研修等については、平成17年度より、関係各部に対し、積極的に応募期間等の情報を提供し、研修機会の確保を進めた。</p> <p>② 善益及び安全対策業務に必要な講義を新たに開催した。</p> <p>③ 年間計画に基づき、国立保健医療科学院における研修、厚生労働省主催によるGMP/QMS会員登録研修、医療機器・体外診断用医薬品QMS会員登録研修等の新たな研修プログラムを実施。また、経済産業省が実施する基準認定研修、PTC/Sが実施するセミナーにも参加した。(各年度)</p> <p>○ 善益の配達に当たっては、職員の知識・経験に配慮するほか、実施上の問題や業務上の理由以外による短時間の異動は、基本的に行わないこととした。(各年度)</p> <p>○ 善益及び安全対策に関する専門的意見を感じるために、科学的な専門委員会に出席する専門的意見を見くわだたせた。</p> <p>・また、職員の専門性を維持するため、短期間で異なる分野の業務に異動しない等の配慮を行つた。</p> <p>・適切な知見を有する外部の専門家を活用する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>7件</td> <td>16件</td> <td>13件</td> <td>20件</td> <td>16件</td> </tr> </tbody> </table>	年	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	件数	7件	16件	13件	20件	16件	A 3.78	A 3.78	A 3.88	A 3.63
年	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度															
件数	7件	16件	13件	20件	16件															
(2) 善益等業務及び安全対策業務の信頼性の向上	(2) 善益等業務及び安全対策業務の信頼性を一層向上させる目標を達成するためにるべき措置	<p>ア・善益等業務及び安全対策業務の質の向上を図る機会を、提供するため職員の技術の向上に努めること。</p> <p>ア・善益等業務及び安全対策業務の質の向上を図る機会を、提供するため職員の技術の向上に努めること。</p> <p>ア・善益等業務及び安全対策業務の質の向上を図る機会を、提供するため職員の技術の向上に努めること。</p>	<p>① 安全対策機関については、平成16年度に医療機器不具合システムとの連携作業システムの2つの情報提供システムが開発されており、報奨システムにおいて、これら安全対策情報が参照できるよう審査の情報支授システムの整備を行いつつある。平成17年4月より運用を行つた。平成18年以降においても無差別の質的向上を図るために、引き続き情報支授システムの運用及び提供を行つてある。</p> <p>② 開通方式においては、医薬品等新申請・審査システム等の構成及び開通したまゝに、善益・医薬品等開通支援システムの改修を行つた。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>789件</td> <td>847件</td> <td>873件</td> <td>895件</td> <td>914件</td> </tr> </thead></table>	年	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	件数	789件	847件	873件	895件	914件				
年	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度															
件数	789件	847件	873件	895件	914件															

 A 3.78 | A 3.78 | A 3.88 | A 3.63 |

● 薬事等業務及び安全対策業務に關し、中期目標 指標を通り、欧米の規制当局との連携の強化を 図るのみならず、協議が実施される。規制の規制當局との連携も推進する。	<p>① PMDA 全体の国際活動について、厚生労働省と連携し計画的・体系的に進めるとの観点から、国際活動全般の基本方針として「PMDA 国際戦略」(平成21年2月6日)を策定し、当該戦略に沿った積極的な国際活動を推進することとした。</p> <p>② FDA(Food and Drug Administration), EMEA(European Medicines Agency)等における審査体制や安全対策の体制等に関する情報収集を行つた。また、FDA 及び EMEA との間で、業務方法等について情報交換を行つた。(各年度)</p> <p>③ 平成18年度に、「医薬品のグローバル開発及びアジア臨床経済の協力」をテーマにした「2006年 APEC 医薬品等レギュラトリーサイエンス・ネットワーキングポジヴム」を開催した。</p> <p>④ 東アジア地域における共同臨床試験の実施の促進、共同臨床試験データを活用した迅速な開発及び情報収集の実現等の意見交換を行うことを目的とした「2008年東アジアレギュラトリーシンポジウム」を平成20年4月に東京で開催した。</p>		

中期目標	中期目標期間（平成16年度～20年度）の実績報告	事業年度評価結果						中期目標 期間の評価
		H16	H17	H18	H19	H20		
〔(2) 番薙等業務及び安全対策業務の信頼性の向上〕	〔(2) 番薙等業務及び安全対策業務の信頼性の向上〕							
患者それぞれの特性に着目し、当該患者に最も有効かつ安全な医療を提供できるよう努め、医療や製品に係る治験が円滑に実施すること。	① 中期目標期間を通じ、ゲノムを利用した医薬品・評価指針の作成に協力する。 ② 平成17年度にゲノム医学研究会を開催し、科学的な観点から情報収集を行って、厚生労働省と協力しての検討を行っている。 ③ 細胞治療製品や遺伝子組換えタンパク質などの生物系新規品に生産技術を導入するための研究開発のための「PMDAバイオロジカルシンポジウム」を平成18年度より開催している。							
〔(2) 番薙等業務及び安全対策業務の信頼性の向上〕	〔(2) 番薙等業務及び安全対策業務の信頼性の向上〕							
患者その特性に着目し、当該患者に最も有効かつ安全な医療を提供できるよう努め、医療や製品に係る治験が円滑に実施すること。	① 国内における治療の質的向上を図るために、適正な治療のあり方にについて、医療機関等に沿革の実地研修等を実施する旨及び患者に対する普及啓発を行った。(各年度) 中期目標期間を通じ、国内における治療の質的向上を図るために、医療機関等における実地研修等についての皆様等を踏まえ、適正な治療の普及啓発を行う。							

[GCP調査等に係る業務の実績 (品目数)]

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
G C P 調査	73件	131件	149件	132件	198件
新 原 品	68件	120件	137件	122件	182件
既往症新規品	5件	11件	12件	9件	16件
医 疗 器 械	—	0件	0件	1件	1件

*) 平成16年度以降の調査件数は、評価後の通知数である。

② 「GCP研修会」を明徴するとともに、医療従事者が参加する学会等においてPDA職員が講演を行い、GCPについて理解を求めた。(各年度)				

【GCP研修会 参加数】

開催地	平成18年度	平成19年度	平成20年度
東京	1,303	1,212	1,338
大阪	454	495	563
計	1,757	1,707	1,881

③ 研修生の派遣元である医療機関の治験実施体制の整備促進に寄与することと、研修目的として「医療機関の薬剤師や看護師等を対象とした「治験コードイネーチャー養成研修」を実施した。(各年度)

中期目標	中期目標期間（平成16年度～20年度）の実績報告	事業年度評価結果					中期目標 期間の評価
		H16	H17	H18	H19	H20	
(2) 病院等業務及び安全対策業務の信頼性の向上	（2）調査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に係る自報を促進するため、取扱い規則に記載する。	中期目標期間（平成16年度～20年度）の実績報告	中期目標期間（平成16年度～20年度）の実績報告	中期目標期間（平成16年度～20年度）の実績報告	中期目標期間（平成16年度～20年度）の実績報告	中期目標期間（平成16年度～20年度）の実績報告	中期目標期間（平成16年度～20年度）の実績報告
	（2）調査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上	（新医薬品の審査報告書） ○新医薬品は、申請内容に基づいて、薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品委員会で審査され、「新医薬品目」（以下、「報告品目」という。）と報告新薬承認部が「報告品目」（以下、「報告品目」という。）に分類されさせざる旨を記載した。「報告品目」（以下、「報告品目」という。）には、審査の状況・結果をまとめて、「審査報告書」及び申請資料の摘要をまとめた「申請資料の摘要」を、報告品目に関するものに係るものについて、「審査報告書」をそれぞれ併せて提供した。	（新医薬品の審査報告書及び資料概要の公表状況） 【新医薬品の審査報告書及び資料概要の公表状況】	（新医療機器の審査報告書） ○平成16年度においては、平成16年度に承認された6件及び平成17年度に承認された17件、平成18年度及び平成19年度においては、それぞれ3件、平成18年度及び平成19年度においては8件の審査報告書の公表版を確定した。 （一般用医薬品及び医療部外品の審査報告書） ○平成18年度においては、一般用医薬品による審査報告書14件及び医薬部外品による審査報告書10件、平成19年度においては、一般用医薬品による審査報告書2件、医療部外品による審査報告書9件及び医療部外品による審査報告書6件、平成20年度においては、一般用医薬品による審査報告書1件の公表版をそれぞれ確定した。	（新医療機器の審査報告書） ○平成17年度においては、平成16年度に承認された6件及び平成17年度に承認された3件、平成18年度及び平成19年度においては、それぞれ7件、平成20年度においては8件の審査報告書の公表版を確定した。 （一般用医薬品及び医療部外品の審査報告書） ○平成18年度においては、一般用医薬品による審査報告書14件及び医薬部外品による審査報告書10件及び医療部外品による審査報告書2件、平成19年度においては、一般用医薬品による審査報告書9件及び医療部外品による審査報告書6件、平成20年度においては、一般用医薬品による審査報告書1件の公表版をそれぞれ確定した。	（平成16年度） ○体側の検査に向けて、着実に検討を進めた。 （平成17年度） ○医療機器の不具合評価体制に係る検討会を開催し、今後の作業スケジュールの作成等を実施。 （平成18年度） ○医療機器の不具合評価体制に関する検討会からの指摘を踏まえ、バイロットモデルデーターの対象品目を選定。 ○専門家等からなる検査会員による検査会を開催し、具体的な審査要領の作成及び検査会員参加研修会を開催。 （平成19年度） ○埋め込み型ポンプ（以下、「埋め込み型ポンプ」という。）及び冠動脈ステントによる平成18年度の臨床の実績状況及び担当する分科会での検討状況等について、「医療機器の不具合評価体制に関する検討会」に報告。 ○埋め込み型ポンプ及び冠動脈ステントに関する平成19年度の調査の実施状況及び担当する分科会での検討状況等について、「医療機器の不具合評価体制に関する検討会」に報告。	（平成16年度） ○その他検査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に資する措置をとること。 （平成17年度） ○その他の検査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に資する措置をとること。 （平成18年度） ○その他の検査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上に資する措置をとること。

<p>・ベースメイクーなどの埋め込み型のリスクの高いトランシング医療機器について、中期目標掲げる機器の説明状況に係るデータを収集、評価する。 間終了時までに臨床的不具合発生率など医療機器システムを整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ システムの整備に向けて、着実に検討を進めめた。 <p>【平成16年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不具合DBからベースメイクー等の不具合名を分類し、対象医療機器の不具合名一覧表、不具合分類一覧表を作成。 <p>【平成17年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時的な不具合発生率等のデータ収集に向け、プロトコールの作成及び分科会委員の選定作業に着手。 <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機種別標準ナベキトランシング医療機器に関する情報収集システムの概要を作成。 <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「トランシング医療機器のデータ収集評価システム構築に関する検討会」を開催・開設。 <p>【平成20年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「トランシング医療機器のデータ収集評価システム構築に関する検討会」の下に設置した「埋込み型補助人工心臓分科会」にて、埋込み型補助人工心臓レジストリー（患者登録システム）の実施計画書（案）、実施計画書（案）を参考に検討を進めた。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業及び医療機関から報告される副作用報告や不具合症例報告等の收集、整理、調査等を実施を行うなど、各部の取組を行った。（各年度） 		

中期目標	中期計画	中期目標期間（平成16年度～20年度）の実績報告										中期目標期間の評価
		事業年度評価結果					H16	H17	H18	H19	H20	
(3) 情報管理及び危機管理体制の強化												
医薬品・医療機器の使用における副作用等のリスクを回避し、副作用等発生時の早期警戒のため新規の安全性情報を得るために、外部専門家による検討会議を開催すること。	（3）情報管理及び危機管理体制の強化に係るべき指標	○ 新規手法の導入に向けて、着実に検討を進めた。	【平成16年度】 ・検討すべきデータマイニング手法（以下「DM手法」という。）を明確化するとともに、外部専門家による検討評価を実施。 【平成17年度】 ・平成17年度で導入可能な検討評価について検討。 【平成18年度】 ・DM手法によるシグナル検出手法の調査を行うとともに、日本の医薬品及び特許度の分析の実施によりシグナル検出手法を確立（3つに挙げ）。 【平成19年度】 ・DM手法を安全管理システムの開発と組み込むとともに、「安全対策業務アプロセス全般」をサポートするため業務支援システム「医薬品安全管理支援システム」の開発を終了した。 【平成20年度】 ・DM手法の所定度検討（医報等告検出手法、他）と、DM手法の実施に付随する業務への適用、および中期計画抑制の成績評価と今後の方針に付随しての検討を行つた。平成21年3月、DM手法を組み込んだ医薬品安全管理支援システム「業務支援システム」の開発を終了した。	A 3.89	A 3.89	A 3.63	A 3.63	A 4.00	A 3.81			
ア 副作用情報に新たな関連性を見いだし、新規の安全性情報を得るために、外部専門家による検討会議を開催すること。	ア 新規手法の導入 ・新規手法の企業から収集した副作用等情報を用いて、根拠作用データマイニング手法による検討評価等に従事者等に説明する。 ・新規の安全性情報を得るために、外部専門家による検討会議を開催すること。	○ 新規手法の導入に向けて、着実に検討を進めた。	【平成16年度】 ・検討すべきデータマイニング手法（以下「DM手法」という。）を明確化するとともに、外部専門家による検討評価を実施。 【平成17年度】 ・平成17年度で導入可能な検討評価について検討。 【平成18年度】 ・DM手法によるシグナル検出手法の調査を行うとともに、日本の医薬品及び特許度の分析の実施によりシグナル検出手法を確立（3つに挙げ）。 【平成19年度】 ・DM手法を安全管理システムの開発と組み込むとともに、「安全対策業務アプロセス全般」をサポートするため業務支援システム「医薬品安全管理支援システム」の開発を終了した。 【平成20年度】 ・DM手法の所定度検討（医報等告検出手法、他）と、DM手法の実施に付随する業務への適用、および中期計画抑制の成績評価と今後の方針に付随しての検討を行つた。平成21年3月、DM手法を組み込んだ医薬品安全管理支援システム「業務支援システム」の開発を終了した。	A 3.89	A 3.89	A 3.63	A 3.63	A 4.00	A 3.81			
イ 市販後の使用時の安全性評価が慎重化をするよう求められること。	イ 指点医療機関ネットワークの構築 ・副作用情報の解釈の精度を高めらため、厚生労働省とどもに、定期的に医療機関等に向けた研修会を開催する。 ・新規手法の導入等の医療機関内に医師等の情報を組織化し、情報報酬制度を一元化する。 ・新規手法の導入等の医療機関内に医師等の情報を組織化し、情報報酬制度を一元化する。 ・新規手法の導入等の医療機関内に医師等の情報を組織化し、情報報酬制度を一元化する。 ・新規手法の導入等の医療機関内に医師等の情報を組織化し、情報報酬制度を一元化する。	○ 新規手法の導入に向けて、着実に検討を進めた。	① 平成17年度より開始された抗がん剤併用疾患実態把握調査（2.2疾患）は、平成19年6月にすべての症例個別を終え、解析方法等について検討を行つたとともに、登録症例数3,563件のデータに対しても平成20年2月、最終解析を終了。 ② 平成18年度に実施した「難特疾患等の低Na血症に対する電子媒体を用いた臨床的調査」として、データ解析を終了し、報告書を平成20年3月、ホームページ上で公表。	○ 副作用・不具合情報等報告の電子化についてには、電送化率の目標達成に向けて、主な企業等への電送化導入を適切に行つた。 【副作用年報告のインターネットを介した電送化の状況】	電送化率(週年)	平成16年 生産 年量	平成17年 年量	平成18年 年量	平成19年 年量	平成20年 年量		
ウ IT技術の活用等による効率的・効果的な安全管理情報等の収集を図ること。	ウ 副作用・不具合情報等報告の電子化 ・医薬品の副作用起因症等情報をについて、平成15年10月に開始した郵送によるとどめ、電送化を実現し、医療機関内に医師等の情報を組織化し、情報報酬制度を一元化する。 ・医薬品の副作用起因症等情報をについて、平成15年10月に開始した郵送によるとどめ、電送化を実現し、医療機関内に医師等の情報を組織化し、情報報酬制度を一元化する。	○ 副作用・不具合情報等報告の電子化についてには、電送化率の目標達成に向けて、主な企業等への電送化導入を適切に行つた。 【副作用年報告のインターネットを介した電送化の状況】	電送化率(週年)	平成16年 生産 年量	平成17年 年量	平成18年 年量	平成19年 年量	平成20年 年量				

・医療機関、薬局等からの副作用・感染症等報告について、厚生労働省が行えるが、これと同時に、厚生労働省との間の情報処理はオンラインで行うこととする。	○ 医療機関、薬局等からの厚生労働省へのインターネットによる報告システムの開発等を経由して、同システムの導入を平成16年度に完了させた。また、医療機関、薬局等から厚生労働省へ協力しつつ、平成18年度以降、医療機関、薬局等の共有化に向けたオンライン化を行った。	・医療機関、薬局等から厚生労働省へのインターネットによる報告システムの開発等とPMIA間のオンライン情報処理化について、厚生労働省と厚生労働省へ協力しつつ、平成18年度以降、医療機関、薬局等から厚生労働省へ協力しつつ、	

中期目標	中期財計画	(3) 情報管理及び危機管理体制の強化による目標達成	中期目標期間(平成16年度～20年度)の実績報告						事業年度評価結果					
			H16	H17	H18	H19	H20	中期目標 期間の評価	H16	H17	H18	H19	H20	中期目標 期間の評価
エ、収集した安全性情報の解説結果等の医療機関へ医薬品・器具等の販売・供給を実施する企業への正規ドバイク情報提供体制を確立すること。	エ、情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立へ医薬品・器具等の販売・供給を実施する企業への正規ドバイク情報提供体制の拡大を図り、納入な安全性情報提供体制を確立すること。	○開作用が疑われる症例については、平成18年1月から、不具合が疑われる症例についても、平成18年3月から公開を開始した。平成20年度未満にて、副作用報告累計1,100件及び不具合報告累計42,405件を公表し、報告受理後約6ヶ月で公表を行った。						A						
①企業における危機管理体制の充実に資するため、企業用情報や他企業が報告した医療機器からの副作用情報を、自社製品に関する情報にアクセスできるシステムを構築する。	また、中期目標期間を通じ、以下の業務を実施する。①市販直後の調査や拠点病院等における市販後の情報部を活用し、重篤な副作用に対する対策について、企業に対する相談業務を実施する。②医薬品・改訂を企業が行う際の相談について迅速に対応する。③企業の市販後監修品及び安全対策担当者が共同して、助言を行う。	○左記①、②及び③について、各種相談業務を行うとともに、必要に応じて、企業面談の実施や企業からの照会への対応等を行った。						A						
④医療現場においてより安全に医薬品・医療機器が用いられるよう、目的とすることを、相談業務及び監査等業務について分析し、相談業務等に還元する。	④医療現場においてより安全に医薬品・医療機器が用いられるよう、目的とすることを、相談業務及び監査等業務について分析し、相談業務等に還元する。	○平成16年度より、財團法人日本医療機器評議会が収集したヒヤリ・ハント事例について、医薬品・医療機器が有する特性を踏まえつつ専門的な評価及び対策の検討を行うとともに、インターネットで情報提供を行っている。						A						
⑤このような製品改善や製品開発等に基づき、企業に対する相談業務を実施する。	⑤このような製品改善や製品開発等に基づき、企業に対する相談業務を実施する。	○PHDAでのヒヤリ・ハント情報等の分析のため、専門委員の委嘱を行っており。○医薬品陳述事例及び医療機器陳述事例に関する専門委員会を毎年度開催してい。						A						
⑥医療機関係者へのフィードバックへ医療機関係者向けの情報提供について以下の指揮を講じる。	⑥医療機関係者へのフィードバックへ医療機関係者向けの情報提供について以下の指揮を講じる。	○平成17年度より、副作用報告及び不具合報告のオンラインリストの公表を行い、平成20年度未満にて副作用報告1,100件及び不具合報告42,405件を公表している。また、報告受理挨拶紙6ヶ月で公表を行った。						A						
⑦医療用医薬品の添付文書改訂の指示から当該指針を平成16年度以降、2日以内の対応を達成している。	⑦医療用医薬品の添付文書改訂の指示から当該指針を平成16年度以降、2日以内に実施する。	○厚生労働省大臣部局と協議のうえ、報道業者へ連絡を作成、運用し、平成16年度以降、2日以内に実施する。						A						

<p>③医療用医薬品の添付文書の改訂情報等について、平成18年度より添付文書ととともに、メールで提供するとともに、希望する医療関係者には、メールで提供する医療情報を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療用医薬品の添付文書の情報については、平成21年3月現在インターネット上で1,312,877件の提供を行った。また、添付文書に対する安全情報等の提供を希望する医療関係者に対してメールやクレジットカードによる回収情報を希望する「医療品医療機器情報配達システム」においては、平成21年3月末までに、20,707件の配信先が登録された。 	<p>[ブッシュメール登録数の推移]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">平成17年度 末</th><th style="text-align: center;">平成18年度 末</th><th style="text-align: center;">平成19年度 末</th><th style="text-align: center;">平成20年度 末</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">登録数 2,892件</td><td style="text-align: center;">6,762件</td><td style="text-align: center;">11,966件</td><td style="text-align: center;">20,707件</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">配信数 92件</td><td style="text-align: center;">93件</td><td style="text-align: center;">87件</td><td style="text-align: center;">107件</td></tr> </tbody> </table>	平成17年度 末	平成18年度 末	平成19年度 末	平成20年度 末	登録数 2,892件	6,762件	11,966件	20,707件	配信数 92件	93件	87件	107件
平成17年度 末	平成18年度 末	平成19年度 末	平成20年度 末											
登録数 2,892件	6,762件	11,966件	20,707件											
配信数 92件	93件	87件	107件											
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年度より、患者向医薬品ガイド、副作用が疑われる症例情報、添付文書改訂の掲載情報等の情報が掲載する「医療品医療機器情報配達オーバムページ」に掲載するとともに、閲覧する情報と添付文書情報との間にリンクを施し、利便性を向上させた。 ○ 平成17年度より、インターネットで患者向医薬品ガイドの提供を開始し、平成20年度末までで1,958品目を公開した。 														
	<p>④医療用医薬品の添付文書情報について、階層的・より詳細な情報にアクセスできる「システィム」の、あらかじめ医師が検討した結果を平成18年度までに開始する。</p> <p>⑤患者に対する服薬指導に使用できる情報の提供の充実を図る。</p>													

中期目標	中期計画	中期目標期間（平成16年度～20年度）の実績報告	事業年度評価結果					中期目標 期間の評価																																																									
			H16	H17	H18	H19	H20																																																										
（3）情報管理及び危機管理体制の強化	（3）情報管理及び危機管理体制の強化に係る目標を達成するためのドバンドバック等による市販後安全体制の確立	<p>エ 収集した安全性情報の解析結果等の医療関係者、企業へのフィードバック情報の利用拡大及び患者への適正適用情報の提供手段の拡大を図り、綿密な安全情報提供体制を確立すること。</p> <p>イ 患者への情報提供>・医薬品・医療機器を安全かつ安心して使えるよう、医薬品・医療機器に関する相談業務を実施する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話件数</td> <td>7,137件</td> <td>7,741件</td> <td>8,459件</td> </tr> <tr> <td>1日あたり</td> <td>29.5件</td> <td>30.0件</td> <td>34.5件</td> </tr> <tr> <td>相談件数</td> <td>6,790件</td> <td>10,505件</td> <td>11,696件</td> </tr> <tr> <td>1日あたり</td> <td>36.5件</td> <td>43.4件</td> <td>47.7件</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話件数</td> <td>8,696件</td> <td>8,479件</td> </tr> <tr> <td>1日あたり</td> <td>36.5件</td> <td>34.9件</td> </tr> <tr> <td>相談件数</td> <td>12,477件</td> <td>12,533件</td> </tr> <tr> <td>1日あたり</td> <td>50.9件</td> <td>51.6件</td> </tr> </tbody> </table>		平成16年度	平成17年度	平成18年度	電話件数	7,137件	7,741件	8,459件	1日あたり	29.5件	30.0件	34.5件	相談件数	6,790件	10,505件	11,696件	1日あたり	36.5件	43.4件	47.7件		平成19年度	平成20年度	電話件数	8,696件	8,479件	1日あたり	36.5件	34.9件	相談件数	12,477件	12,533件	1日あたり	50.9件	51.6件	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話件数</td> <td>166件</td> <td>376件</td> <td>564件</td> <td>639件</td> </tr> <tr> <td>1日あたり</td> <td>1.0件</td> <td>1.5件</td> <td>2.3件</td> <td>2.6件</td> </tr> <tr> <td>相談件数</td> <td>323件</td> <td>581件</td> <td>824件</td> <td>902件</td> </tr> <tr> <td>1日あたり</td> <td>1.9件</td> <td>2.4件</td> <td>3.4件</td> <td>3.7件</td> </tr> </tbody> </table>		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	電話件数	166件	376件	564件	639件	1日あたり	1.0件	1.5件	2.3件	2.6件	相談件数	323件	581件	824件	902件	1日あたり	1.9件	2.4件	3.4件	3.7件	<p>① 消費者くすり相談については、平成17年2月から墨体のみ時間を作めた相談業務を実施している。</p> <p>② 平成17年7月から消費者医療機器相談を開始し、墨体のみを含めた相談サービスを実施した。</p>
	平成16年度	平成17年度	平成18年度																																																														
電話件数	7,137件	7,741件	8,459件																																																														
1日あたり	29.5件	30.0件	34.5件																																																														
相談件数	6,790件	10,505件	11,696件																																																														
1日あたり	36.5件	43.4件	47.7件																																																														
	平成19年度	平成20年度																																																															
電話件数	8,696件	8,479件																																																															
1日あたり	36.5件	34.9件																																																															
相談件数	12,477件	12,533件																																																															
1日あたり	50.9件	51.6件																																																															
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度																																																													
電話件数	166件	376件	564件	639件																																																													
1日あたり	1.0件	1.5件	2.3件	2.6件																																																													
相談件数	323件	581件	824件	902件																																																													
1日あたり	1.9件	2.4件	3.4件	3.7件																																																													

- また、厚生労働省においては、毎年度医薬品等の動向を監視する委員会が開催され、その結果に基づいて、医薬品の安全性や有効性に関する情報が公表される。この情報は、医療機関や製薬会社、消費者など、多くの人々に広く利用される。また、医薬品の安全性や有効性に関する情報は、医療機関や製薬会社、消費者など、多くの人々に広く利用される。この情報は、医療機関や製薬会社、消費者など、多くの人々に広く利用される。

<情報提供の内容及びその質の向上>
個人情報に十分配慮しつつ、被害救済業務及び
等級等業務との連携を通じ、承認から救済まで
一貫した安心性を実施する。

〔教育部門との連携〕 支給決定事例においては、支給決定事例における医薬品名や副作用用名等に関する情報などを参考する。不支給決定事例においては、該部門に支給を受けるための申請書を提出する。平成19年度においては、1件の添付報酬金と併せて、各年度においては、1件の添付報酬金と併せて、該部門に支給を受けるための申請書を提出する。不支給決定事例においては、該部門に支給を受けるための申請書を提出する。

- [審査部門との連携]

 - ③ PMDA内における治験副作用検討会に出席し、市販後使用警戒情報等の創作物を提供を行っている。(各年度)
 - ④ PMDA内における治験副作用検討会から情報を得る。
専門協議会及び部会に各年度において出席している。新規第一、第二部会及び
臨床試験分科会等に市販後安全対策会等に於いて企業と面会を行つた。

・情報提供義務の向上に資するため、一般消費者について平成
辰年年度までに胸騒ぎ等を分析し、情報提供業務の改善
一層やらず足りないに至る。

- ① PADAの情報提供ホームページについて、毎月、状況把握を実施している。

- ② 患部の受け手のニーズや満足度の分析を行うことを目的として、平成17.7年度以降のアンケートを実施し、その意見を踏まえ、医薬品医療機器情報提供ホームページの改修を適宜実施した。

中期目標	中期計画	中期目標期間（平成16年度～20年度）の実績報告	事業年度評価結果				
			H16	H17	H18	H19	H20
第5 その他業務運営に関する重要事項	第7 その他主務命令で定める業務運営に関する事項	○ 独立行政法人医療機器総合機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成16年厚生労働省令第55号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。					
(1) 人事に関する事項	(1) 人事に関する事項	ア・業務の質の向上を図るために、業務等の目標に応じて系統的に研修の機会を提供し、職員の資質や能力の向上を図る。	○ 研修計画等に従い、業務等の目標に応じた系統的な研修を実施するとともに、個々の職員の資質や能力に応じた研修の充実に努めた。（各年度）				
ア・職員の専門性を高めるために適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績を考慮した人材評価等を適切に実施すること。また、このような指針等により職員の意欲の向上を図ること。							
	(2) 国内外の大学・海外の医薬品規制当局等への派遣研修	(1) 新任者研修及び専門研修 平成17年度 2回 平成18年度 2回 平成19年度 2回 平成20年度 2回	A 3.66	A 3.55	A 3.88	A 3.76	A 3.71
	(3) 国内外の規制当局担当者、企業や大学などの専門家を講師に招いた上で技術的評議に際する研修	平成16年度 7回 平成17年度 26回 平成18年度 13回 平成19年度 20回 平成20年度 16回					
	(4) 梗概抄写者団体及び患者団体等から講師を招いた上で、それぞれの立場に係る内容に関する研修	平成17年度 4回 平成18年度 1回 平成19年度 1回 平成20年度 1回					
	(5) 人事關係研修	平成16年度 4回 平成17年度 9回 平成18年度 14回 平成19年度 12回 平成20年度 9回					
	(6) その他、英会話研修のための試験、英会話研修、接遇研修、施設見学、財務研修等	○ 平成17年に人事評価制度検討委員会を開催の上、検討を開始し、その検討結果や算定された新しい給与制度を導入した。 職員の意識向上につながる人事評価制度を導入し、その結果を月別に反映する。 昇格に適切に反映する。					

職員の専門性や義務の確実性を確保するため、適正な人事記述を行う。	イ・医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理規則(平成11年厚生省令第16号)に施設内に施設外に販売するための改正薬事法の円滑な施行を確保すること。 II・学術技術会議の意見具申に基づき、必成17年度の改正薬事法の改訂内容の意見具申に基準人材数を確保すること。 III・総合科学技術会議の意見具申を実現するため、採用用に当たっては、本機構の中立性等に十分、配慮すること。	○ 問題や業務上の特別な理由以外による短期間の異動は、基本的に行わないこととした。(毎年度)	
平成17年度の改正薬事法の円滑な施行を確保するため、専門性や義務の確実性を確保すること。 II・学術技術会議の意見具申に基準人材数を確保すること。 III・総合科学技術会議の意見具申を実現するため、採用用に当たっては、本機構の中立性等に十分、配慮すること。	イ・医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理規則(平成11年厚生省令第16号)に施設内に施設外に販売するための改正薬事法の円滑な施行を確保すること。 II・学術技術会議の意見具申に基準人材数を確保すること。 III・総合科学技術会議の意見具申を実現するため、採用用に当たっては、本機構の中立性等に十分、配慮すること。	○ 問題の記述に当たつては、職員の知識・経験による短期間の異動は、基本的に行わないこととした。(毎年度)	
公募に当たつて、①募集要項の地獄ホームページへの掲載、②募集要項の提出者登録、③業務説明会等を実施した。 【平成16年度公募による採用状況等：平成17年4月1日現在】 常勤職員内定者数 57人	【平成17年度公募による採用状況等：平成18年4月1日現在】 1) 技術系職員 (公募5回) 応募者数 約390人 採用者数 36人 採用内定者数 9人 2) 営業系職員・公募1回) 応募者数 約70人 採用者数 2人	○ 公募に当たつて、①募集要項の地獄ホームページへの掲載、②募集要項の提出者登録、③業務説明会等を実施した。 【平成18年度公募による採用状況等：平成19年4月1日現在】 1) 技術系職員 (公募5回) 応募者数 約320人 採用者数 28人 採用内定者数 16人 2) 営業系職員 (公募2回) 応募者数 約150人 採用者数 6人 採用内定者数 4人	○ 公募に当たつて、①募集要項の地獄ホームページへの掲載、②募集要項の提出者登録、③業務説明会等を実施した。 【平成19年度公募による採用状況等：平成20年4月1日現在】 1) 技術系職員 (公募4回) 応募者数 約1,070人 採用者数 77人 採用内定者数 74人 2) 営業系職員 (公募2回) 応募者数 約190人 採用者数 14人 採用内定者数 4人
平成17年度の改正薬事法の円滑な施行を確保するために施設内に常勤職員数40人を増員し、常勤職員の移行に伴い減員した常勤職員数11名。 総合科学技術会議の意見具申を踏まえて平成21年度までに増員を踏まえて平成21年度までに増員を踏まえて平成21年度までの常勤職員数36人のうち、当該中期目標期間に増員する希望部門の常勤職員数138人。 期末の常勤職員数 484人 (上限) (平成21年度末の常勤職員数 682人 (上限)) (参考2) 中期目標期間中の人件費総額 1,570,5百万円 (見込)ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員手当及び時給外報酬等に相当する範囲の費用である。	平成17年度の改正薬事法の円滑な施行を確保するために施設内に常勤職員数40人を増員し、常勤職員の移行に伴い減員した常勤職員数11名。 総合科学技術会議の意見具申を踏まえて平成21年度までに増員を踏まえて平成21年度までの常勤職員数36人のうち、当該中期目標期間に増員する希望部門の常勤職員数138人。 期末の常勤職員数 484人 (上限) (平成21年度末の常勤職員数 682人 (上限)) (参考2) 中期目標期間中の人件費総額 1,570,5百万円 (見込)ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員手当及び時給外報酬等に相当する範囲の費用である。	○ 問題の記述に当たつては、職員の知識・経験による短期間の異動は、基本的に行わないこととした。(毎年度)	○ 問題の記述に当たつては、職員の知識・経験による短期間の異動は、基本的に行わないこととした。(毎年度)
職務の業務が製薬企業等との不適切な関係を疑われるこれが、不適切な人事管理等によるものと認められるとともに、退職後の再就職時に係る監督権等を設け、適切な人事管理を行なう。	製薬企業等との不適切な関係を疑われるこれが、不適切な人事管理等によるものと認められるとともに、退職後の再就職時に係る監督権等を設け、適切な人事管理を行なう。	○ 問題の記述に当たつては、職員の知識・経験による短期間の異動は、基本的に行わないこととした。(毎年度)	○ 問題の記述に当たつては、職員の知識・経験による短期間の異動は、基本的に行わないこととした。(毎年度)
(2) セキュリティの確保	世耕の業務が製薬企業等との不適切な関係を疑われるこれが、不適切な人事管理等によるものと認められるとともに、退職後の再就職時に係る監督権等を設け、適切な人事管理を行なう。	(2) セキュリティの確保 個人及び法人等の情報保護を徹底するため、事務室等を閉じ、入退室に係る監理を徹底するなど内部管理体制を強化する。 防犯及び機密保持のため事務室の入退室管理システムによる監理を行なう。	(2) セキュリティの確保 個人毎のIDカードによる「入退室管理制度」を平成16年度より導入し、入室履歴を記録するとともに、廊外者は自由に出入室に限りない状況を許していいほか、「入退室管理制度」の運用管理等に関する規定を制定し、周知徹底を図った。

○ 借親システムに係る情報のセキュリティの確保に努める。	<p>情報セキュリティの確保に向けて、各種施策を適切に実施した。</p> <p>[平成16年度] ・情報セキュリティ規程、情報システム管理利用規程の制定</p> <p>[平成17年度] ・暗号化メールの送受信のための準備</p> <p>[平成18年度] ・選隔地の外販委託先へのデータのバックアップ方法に関する検討及び情報システム管理利用規程等の改正に着手。 ・情報セキュリティを向上させた電子メール（セキュアメール）本格運用の開始</p> <p>[平成19年度] ・システム監査を実施し、その結果を公表の上、必要な改善を実施。 ・医療機器部並、検査機器部へのセキュアメール利用拡大に向けた周知発出。</p> <p>[平成20年度] ・情報システムのバックアップデータの選隔地保管を引き続き実施した (平成19年度より)。 ・対面取扱の速回路反応業務へのセキュアメール利用拡大を図るため、関連規程を改正し、施設内にこれらの業務におけるセキュアメール利用が可能なよう、更なるセキュリティの向上に努めた。</p>	